



アクサダイレクト生命保険

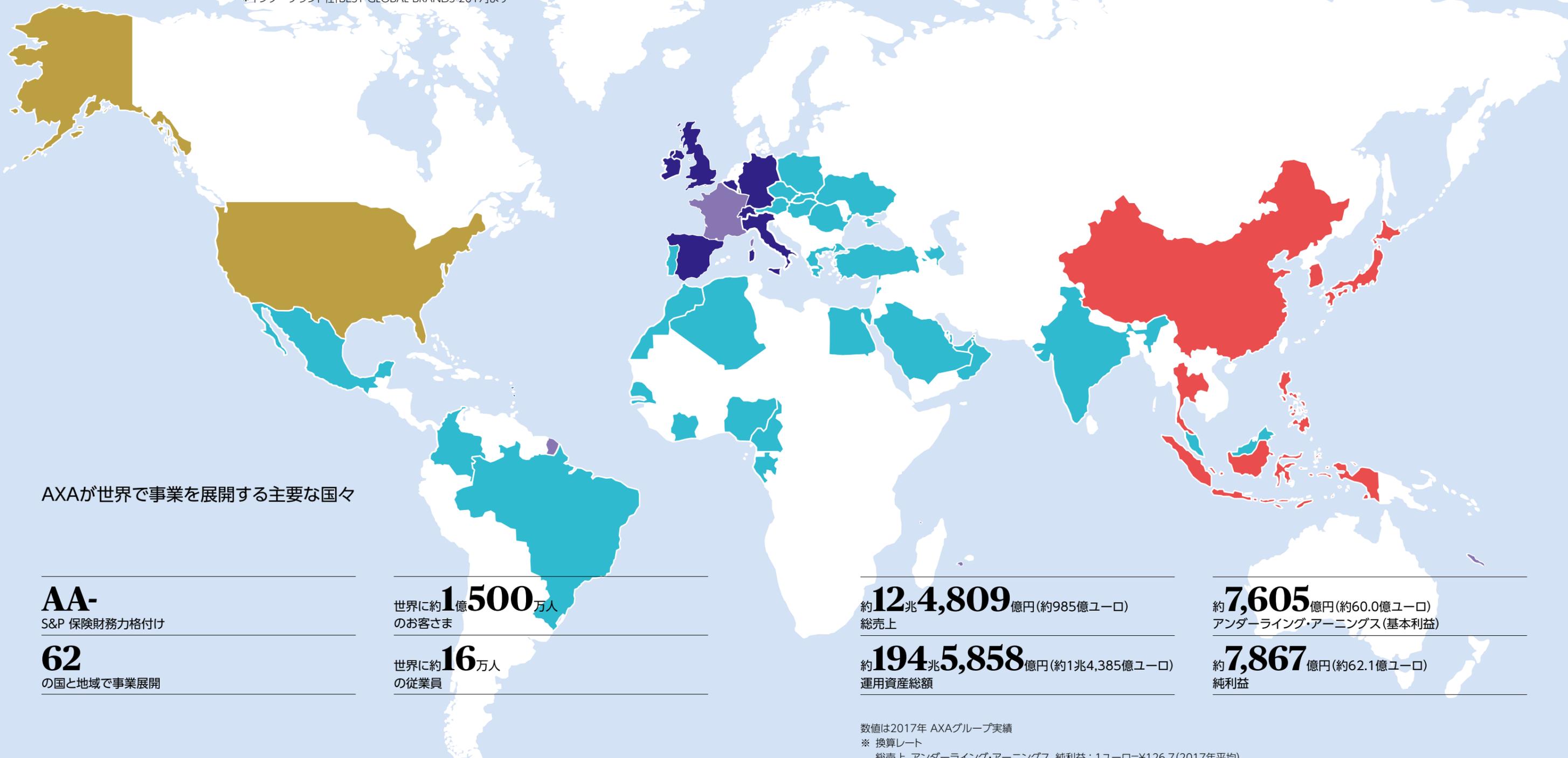
# 2018 Annual Report

アクサダイレクト生命保険の現状

# AXAは9年連続世界NO.1の保険ブランド\*です

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界62の国と地域、約1億500万人のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・資産運用グループです。

\*インターブランド社[BEST GLOBAL BRANDS 2017]より



AXAが世界で事業を展開する主要な国々

**AA-**  
S&P 保険財務力格付け

**62**  
の国と地域で事業展開

世界に約**1,500**万人  
のお客さま

世界に約**16**万人  
の従業員

約**12,480,900**億円(約985億ユーロ)  
総売上

約**194,585,800**億円(約1兆4,385億ユーロ)  
運用資産総額

約**7,605**億円(約60.0億ユーロ)  
アンダーライニング・アーニングス(基本利益)

約**7,867**億円(約62.1億ユーロ)  
純利益

数値は2017年 AXAグループ実績

※ 換算レート

総売上、アンダーライニング・アーニングス、純利益：1ユーロ=¥126.7(2017年平均)

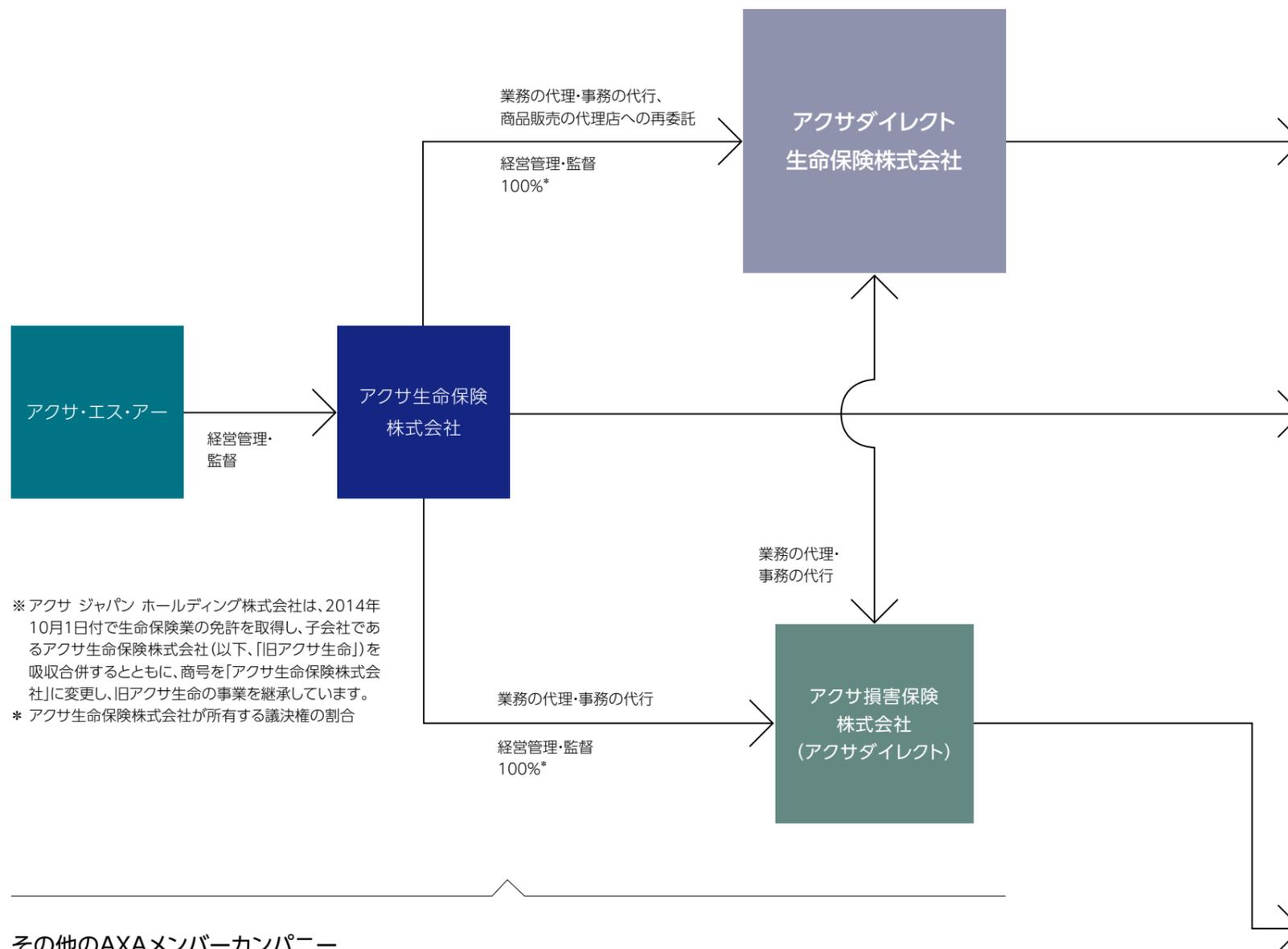
運用資産総額：1ユーロ=¥135.2(2017年12月末)

※ 標記の格付けはアクサダイレクト生命の格付けではありません。

2018年6月1日時点のAXAグループの主要な子会社に対する格付機関の評価であり、保険金支払等について保証を行うものではありません。また、将来的には変化する可能性があります。なお、上記の格付機関(スタンダード&プアーズ・レーティング・サービス)は、日本において金融商品取引法第66条の27に基づく登録を行った信用格付業者ではありません。

# AXAグループの日本における事業展開

AXAグループは日本において、アクサ生命、アクサダイレクト生命、アクサ損害保険の3社が「アクサ ジャパン グループ」を形成し、相互の連携を深めるとともに、その他のAXAメンバーカンパニーと密接に連携しながら、お客さまをリスクからお守りするための商品・サービスをご提供しています。



※ アクサ ジャパン ホールディング株式会社は、2014年10月1日付で生命保険業の免許を取得し、子会社であるアクサ生命保険株式会社(以下、「旧アクサ生命」)を吸収合併するとともに、商号を「アクサ生命保険株式会社」に変更し、旧アクサ生命の事業を継承しています。  
\* アクサ生命保険株式会社が所有する議決権の割合

## その他のAXAメンバーカンパニー

### 資産運用サービス

- アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
- アライアンス・バーンスタイン株式会社

### 不動産投資・資産管理サービス

- アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネージャーズ・ジャパン株式会社

### アシスタンスサービス

- アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社

## 生命保険業

### 生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号、および3号に係る保険の引受けを行っています。

### 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

### 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

## 生命保険業

### 生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号、および3号に係る保険の引受けを行っています。

### 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に貸付、有価証券投資、不動産投資等を行っています。

**貸付業務** 資産運用の一環として、企業・個人向けの貸付やコールローンを行っています。

**有価証券投資業務** 資産運用の一環として、有価証券(外国証券を含む)投資、有価証券の貸付を行っています。

**不動産投資業務** 資産運用の一環として、事業用ビル等の不動産投資を行っています。

## 付随業務

### 国債等の引受け

保険業法第98条第1項第3号に係る国債などの引受けを行っています。

### 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

### 子会社とした会社の経営管理

アクサダイレクト生命保険株式会社、アクサ損害保険株式会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理を行っています。

## 損害保険業

### 損害保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第5項に係る保険の引受けを行っています。

### 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

### 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサダイレクト生命保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

CONTENTS

P.01

AXAグループの  
Key Figures

P.02

AXAグループの  
日本における事業展開

P.05

数字で見る  
アクサダイレクト生命

P.06

アクサダイレクト生命の特長

P.08

トップメッセージ

P.10

お客さま本位の業務運営方針

P.12

TOPICS

P.12 わかりやすく、シンプルで合理的な商品を

P.13 お客さまにご納得いただけるよう、最適な情報を

P.14 わかりやすく便利なWebサービスを

P.15 お客さまの声を改善につなげて

P.16 多様性を尊重する社会の実現を目指して

P.17

資料編

P.18 I. 保険会社の概況および組織

P.21 II. 保険会社の主要な業務の内容

P.22 III. 直近事業年度における事業の概況

P.30 IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

P.31 V. 財産の状況

P.42 VI. 業務の状況を示す指標等

P.60 VII. 保険会社の運営

P.65 VIII. 特別勘定に関する指標等

P.65 IX. 保険会社およびその子会社等の状況

P.66

企業概要

P.67

開示基準項目索引

数字で見るアクサダイレクト生命

保険料等収入の前年度比



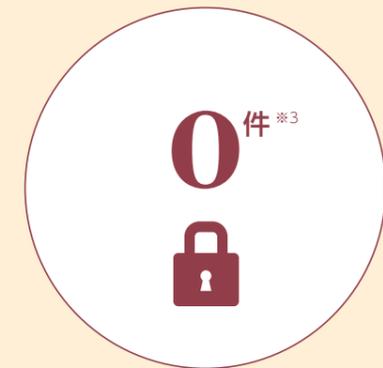
保有契約件数



お支払いまでに要した平均日数



ITセキュリティ事故



ソルベンシー・マージン比率



2008年4月の開業から



※1 2017年度決算数値

※2 書類受理日～着金日を営業日でカウントしています(例:書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日にお振込みした場合は2日となります)。なお、不備があった案件および事実確認を行った案件は含めておりません。また、上記平均日数でのお支払いを保証するものではありません。

※3 外部からの不正侵入やウイルス感染等による情報漏洩、改ざん、サービス停止が0件。

# 保険がわかると 人生が変わる。

いまの保険はわかりにくい。

保険は、安心どころか不安を与えていないか。

保険は、備えすぎによって日々の暮らしを不自由にしていないか。

必要な保険だけに入り、いらぬ保険は選ばない。

そのために保険は、わかりやすさを追求すべきなのです。

アクサダイレクト生命は、進めます。

シンプルな保障をベースに、お客さまが自信を持って選べる保険を。

手頃な保険料で、いつでも検討できる環境を。

今を考えやすく、将来を見通せるように。

万が一にも備えながら、もっと日々の暮らしを楽しみ、

そして家族や大切な人のためにお金を使えるように。

無駄のない保険選びが、人生を守り、人生を充実したものにします。

そう考えるアクサダイレクト生命です。



9年連続世界 **No.1** の保険ブランド、  
AXAのメンバーカンパニー

だから安心

※インターブランド社「BEST GLOBAL BRANDS 2017」より



お手頃な保険料

インターネットをはじめとする、  
最新技術を駆使した効率的な企業運営で  
お手頃な保険料を実現しています。



対面での相談も  
できて安心

一部の代理店や銀行窓口でも弊社商品の  
取り扱いがございます。対面での相談を  
希望の方は是非お問い合わせください。



シンプルで合理的

必要な保障に絞ったシンプルな商品構成で、  
納得してお選びいただけます。組合せは自在。  
本当に必要な保障を組み立てられます。



Webでとことん  
じっくり検討できる

いつでも何度でも商品を組み替えて  
じっくりプランを検討できます。  
検討に必要な知識や情報も豊富にご用意、  
保障プランに納得・自信が得られます。



健康の不安を無料で相談

ご契約のお客さまは、お子さまの  
急な発熱などでも24時間365日  
気軽に電話健康相談が受けられます。また、  
病気にかかった時に専門医から治療法についての  
セカンドオピニオンが受けられます。



簡単・便利なお手続き

印鑑や書類は不要。すべてWebで手続きが  
完了できます。ご加入後の各種変更手続きも  
Webで簡単にお申し込みいただけます。  
※健康診断結果等を提出いただく場合があります。



お電話での相談も

インターネットだけでは不安な方にも、  
お電話によるサポートをご提供。  
安心してご利用いただけます。



迅速なお支払い

保険金をご請求いただいてから、  
お支払いまで平均2.07日。素早い対応で  
お客さまの生活をお守りします。

※2017年度年間平均  
書類受理日～着金日を営業日でカウントしています。

## 常にお客さまにとって真に必要な商品・サービスとは何かを考え、 お客さまと誠実に向き合っていきたい

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本誌を通じて、当社の2017年度の業績をご報告させていただきます。

2017年度の決算では、保有契約件数は前年度末比16.9%増の105,672件、保険料等収入は前年度比17.1%増の4,278百万円と、成長基調を維持しています。幅広い層のお客さまにご支持いただいた結果、このように保有契約件数も10万件を突破することができました。また、本年は2008年の開業から10周年を迎え、これもひとえに多くのお客さまにご支援いただいたおかげであると感謝し、心より御礼申し上げます。

2017年度は、お客さまニーズの変化に対応した、新たなサービスの開発に加え、お客さまのサポート機能の拡充に注力いたしました。具体的には、商品を検討されているお客さまの年齢と性別に合わせ、同じ属性のお客さまがどのような保障内容に加入しているかを表示するアドバイス機能を開発するとともに、給付金のご請求をWebサイトで行っていただけるようになり利便性も向上しました。これは当社が掲げる「わかりやすさ」そし

て「いつでもどこでも」という概念を体現するサービスです。また本年7月には、「アクサダイレクトの定期保険2」と「アクサダイレクトの収入保障2」の保険料を引き下げるなど、お客さまへ最善の利益をご提供できるよう取り組んでいます。この他にも、お客さま視点に立ち、使いやすくわかりやすいWebサイトとするための改善を日々重ねておりますが、こうした取り組みのひとつひとつが成長の基盤になったと考えております。

インターネットを通じ、合理的でわかりやすい商品と、より利便性高いサービスの提供を追求していく。これこそが、私どもの経営理念である「保険を通じてお客さまの人生を守り、お客さまの人生をより充実したものにする」を具現化していくことであり、「正義」だと考えています。

昨今、保険の加入経路はより多様化し、また今後は技術革新もあいまって保険のあり方や提供方法も変化していくことでしょう。そうした状況の中でも、私どもは常にお客さまにとって真に必要な商品・サービスとは何かを考え、お客さまと誠実に向き合い、スピードある経営と挑戦する姿勢で一層の進化を目指してまいります。



2018年7月  
アクサダイレクト生命保険株式会社  
代表取締役社長

斎藤英明

# お客様本位の業務運営方針

アクサダイレクト生命は、お客様本位の業務運営を推進し、お客様へ最善の利益を提供するために、『お客様本位の業務運営を実現するための基本方針』ならびにその『定着度を測るための評価指標』を策定し、公表しています。

## お客様本位の業務運営を実現するための基本方針

	<b>1</b> インターネット技術を活用したビジネスモデルの進化に努めます。	> ● 私たちは、インターネット技術を活用したビジネスモデル自体がお客様本位であるとの信念のもと、このモデルの進化に努めます。 ● 私たちは、常に最新のテクノロジーを活用することによって、お客様の利便性向上に努めます。
	<b>2</b> お客様にとってわかりやすく、シンプルで合理的な商品やサービスを提供します。	> ● 私たちは、お客様に納得してお選びいただけるよう、わかりやすくシンプルな商品・サービスを提供します。 ● 私たちは、合理的な商品を提供することによって、「お客様の人生をお守りし、お客様の人生をより充実したものにすること」を目指します。
	<b>3</b> お客様の利便性を向上させるため、いつでもどこでもアクセスできる環境を構築します。	> ● 私たちは、インターネットの利点を最大化し、「いつでも」「どこでも」サービスを受けられる環境を構築し、提供します。 ● 私たちは、最新技術を活用した新たなサービスの創出に努め、お客様のさらなる利便性の向上を目指します。
	<b>4</b> お客様ご自身でご判断いただけるよう、わかりやすく充実した情報提供を実現します。	> ● 私たちは、シンプルで合理的な商品・サービスを提供することによって、お客様がご自身で納得してご検討いただける環境の構築を目指します。 ● 私たちは、お客様の目線にたってわかりやすいWebサイトを作成し、正確で充実した情報提供を行います。
	<b>5</b> お客様本位の業務運営を追求するための枠組みを構築します。	> ● 私たちは、お客様満足度を経営指標として採り入れ、その向上に取り組みます。 ● 私たちは、お客様本位の業務運営を促進する「報酬・業績評価体系」を設計・構築します。 ● 私たちは、経営の健全性や公正な募集活動の確保の観点から募集代理店に支払う手数料を適切な水準に設定します。 ● 私たちは、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を排除するなど、適切なガバナンス体制を整備します。 ● 私たちは、社員に対してお客様へ最善の利益を提供するための研修・教育を定期的実施します。

## AXAバリュー(価値基準)

この5つの基本方針は、全世界のAXA グループ共通のAXA バリュー(価値基準)と、「保険を通じてお客様の人生をお守りし、お客様の人生をより充実したものとす」という当社の使命に則り策定しています。

 <p><b>お客様第一 (CUSTOMER FIRST)</b></p> <p>私たちは、お客様を思うことからすべてを始めます。お客様が今日をどう生き、明日どう暮らすか常に思いめぐらすことで、適切なサポートと感動をお届けできる存在であり続けます。</p>	 <p><b>誠実 (INTEGRITY)</b></p> <p>私たちは、確固たる倫理基準に従い、お客様、社員、株主、そしてパートナーに向けて正しい行動をとるための意見を耳を傾けます。</p>	 <p><b>勇気 (COURAGE)</b></p> <p>私たちは、思いを言葉にし、その思いを実現するために行動します。私たちの限界を超え、新しい価値を提供できるよう、大胆な施策を実行します。</p>	 <p><b>ひとつのチーム (ONE AXA)</b></p> <p>私たちは、協力しひとつのチームとなることで、より強くなることができます。同じ目標に向けて一丸となり、それぞれが異なる能力を発揮することで、より良いチームとなります。</p>
---	--	---	---

## 定着度を測るための評価指標

<p><b>評価指標 1</b> お客様からの評価</p> <p><b>4.5 / 5</b></p>  <p>客観性および透明性の確保を目的に、調査からレビュー・評価の公開まで一連の管理・運営を第三者機関に委託し、お客様満足度の調査結果をすべて公開しています。 ※2018年7月9日現在</p>	<p><b>評価指標 2</b> お支払いまでに要した平均日数</p> <p><b>2.16日間</b></p> <p>書類受理日～着金日を営業日でカウントしています(例:書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日にお振込みした場合は2日となります)。なお、不備があった案件および事実確認を行った案件は含めておりません。また、上記平均日数でのお支払いを保証するものではありません。 ※2018年5月平均</p>	<p><b>評価指標 3</b> カスタマーサービスセンターの電話応答率</p> <p><b>96.0%</b></p> <p>カスタマーサービスセンターへの電話着信数に対し、オペレーターが応答した数の割合です。カスタマーサービスセンターにおける電話のつながりやすさを表す指標としています。 ※2018年4月～6月</p>
---	---	---

## わかりやすく、シンプルで合理的な商品を

## お客さまにご納得いただけるよう、最適な情報を

### 「アクサダイレクトの定期保険2」と「アクサダイレクトの収入保障2」の保険料を平均16.2%\*1引き下げいたしました

### お客さまからのご質問をWebチャットで受け付けます

「アクサダイレクトの定期保険2」と「アクサダイレクトの収入保障2」の保険料を2018年7月2日に改定し、平均16.2%\*1引き下げいたしました。この改定により、「アクサダイレクトの定期保険2」と「アクサダイレクトの収入保障2」は、業界最安水準\*2の保険料を実現いたしました。保障内容はそのままに保険料はこれまで以上にお手頃となるため、「できるだけ安く」「より大きな保障を手に入れたい」というお客さまのニーズにお応えできる商品となっています。

お客さまからのお問い合わせに、Webチャットによる応答を開始しました。商品に関するご相談や、お手続きで疑問に思われたことなど、その場で質問いただければすぐに回答いたします。電話よりもWebで相談したいときにご利用いただけるため、お客さまのお好みによって、問い合わせ方法を選択いただきやすくなりました。



#### アクサダイレクトの定期保険2 「アクサダイレクトの定期保険2」新旧の月額保険料例 保険期間・保険料払込期間：10年、死亡・高度障害保険金額1,000万円

お申込み日が2018年6月30日まで			お申込み日が2018年7月2日より		
契約年齢	男性	女性	契約年齢	男性	女性
満20歳	1,030円	590円	満20歳	900円	540円
満30歳	1,240円	900円	満30歳	1,050円	830円
満40歳	2,380円	1,570円	満40歳	1,910円	1,450円
満50歳	5,290円	2,920円	満50歳	4,160円	2,680円

#### アクサダイレクトの収入保障2 「アクサダイレクトの収入保障2」新旧の月額保険料例 保険期間・保険料払込期間：65歳満了、死亡・高度障害年金月額10万円、年金支払保証期間5年

お申込み日が2018年6月30日まで			お申込み日が2018年7月2日より		
契約年齢	男性	女性	契約年齢	男性	女性
満20歳	3,330円	1,930円	満20歳	3,110円	1,980円
満30歳	3,760円	2,360円	満30歳	3,380円	2,400円
満40歳	4,680円	2,790円	満40歳	3,980円	2,800円
満50歳	5,460円	2,890円	満50歳	4,390円	2,830円

### より適切に情報をお届けするために

カスタマーサービスセンターでは保険販売に必要な資格に加えて、国家資格であるファイナンシャル・プランニング技能検定2級を取得し、お客さまへのご提案機能を一層強化しています。お客さまが当社の商品をご検討されるにあたって、生活保障の基礎となる社会保障に関するご質問や、生命保険全般のご相談など、専門知識を備えたスタッフがご答えいたします。

### Webサイトでの情報提供

同年代の方が、どのくらいの保障を備えているのか参考にしたいというお客さまのニーズを受け、当社のご契約者さまが加入されている情報をもとに、検討されているお客さまと同性・同年代の方が選択されているプランを、2017年8月より保険料の試算画面で表示できるようになりました。

また、保険契約のお申込みや、保険金・給付金請求などの手続きをされたお客さまの評価を、どなたでも閲覧いただけるよう、Webサイトで公開しております。これまでの総評価数は1,900を超え、いただいたお声をそのまま掲載しています。

\*1 2017年度に「アクサダイレクトの定期保険2」と「アクサダイレクトの収入保障2」にご契約されたお客さまが、契約時の年齢・保障内容かつ2018年7月2日時点の改定後保険料でご契約された場合と仮定した場合の、保険料の平均引き下げ率。

\*2 アクサダイレクト生命を含む全生命保険会社の定期保険および収入保障保険(リスク細分型商品を除く)を以下の条件で比較した結果、保険料が最も安い保険会社の商品とアクサダイレクト生命の商品との保険料差が10%未満であったため「業界最安水準」という表記を使用しています。

【比較条件】2018年6月1日現在(アクサダイレクト生命の保険料は2018年7月2日以降のもの)  
定期保険：20歳、30歳、40歳、50歳の各男女、死亡・高度障害保険金額1,000万円、保険期間10年、月払。  
リビング・ニーズ特約等の各種特約の有無は考慮せず。  
収入保障保険：20歳、30歳、40歳、50歳の各男女、死亡・高度障害年金月額10万円、保険期間・保険料払込期間65歳満了、年金支払保証期間5年、月払。  
リビング・ニーズ特約等の各種特約の有無は考慮せず。



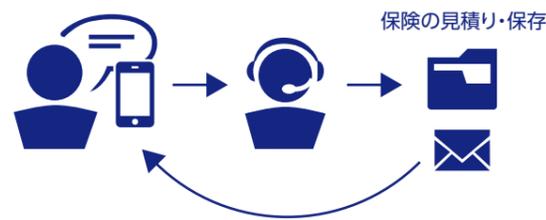
## わかりやすく便利なWebサービスを

### 給付金のご請求をWebサイト上で行っていただけるようになりました

給付金の請求は、これまでお電話で受け付けていましたが、2018年3月よりWebサイトのマイページ上でもお手続きを行っていただけるようになりました。カスタマーサービスセンターの営業時間にご連絡をいただくことが難しい場合などにご利用いただけるほか、お客さまのご都合で、いつでもご請求いただけます。

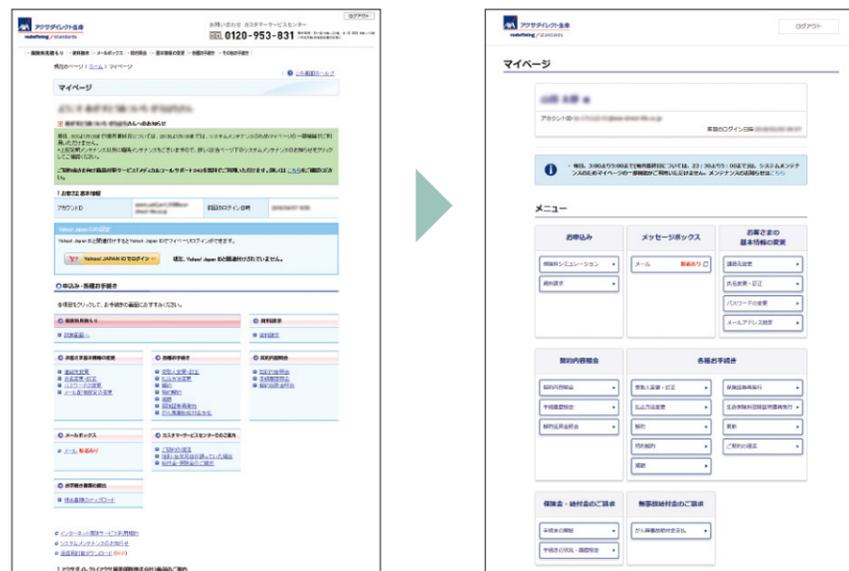
### お電話で保険の見積り・保存をサポートする機能がさらに充実

お電話でお客さまのご希望をおうかがいし、保険の見積り・保存をサポートする機能が、パソコンやスマートフォンでの操作のほとんどを2018年1月より網羅できるようになりました。インターネットが苦手な、申し込み手続きに不安をお持ちのお客さまには、より便利に安心してお手続きいただけるようになりました。



### Webサイトのマイページをよりわかりやすくリニューアル

お客さま情報の変更や、保険契約に関するお手続き、各種ご照会が行えるWebサイトのマイページを、各デバイスに応じた最適な表示にリニューアルいたしました。これにより、各メニューの情報を見つけやすくなりました。



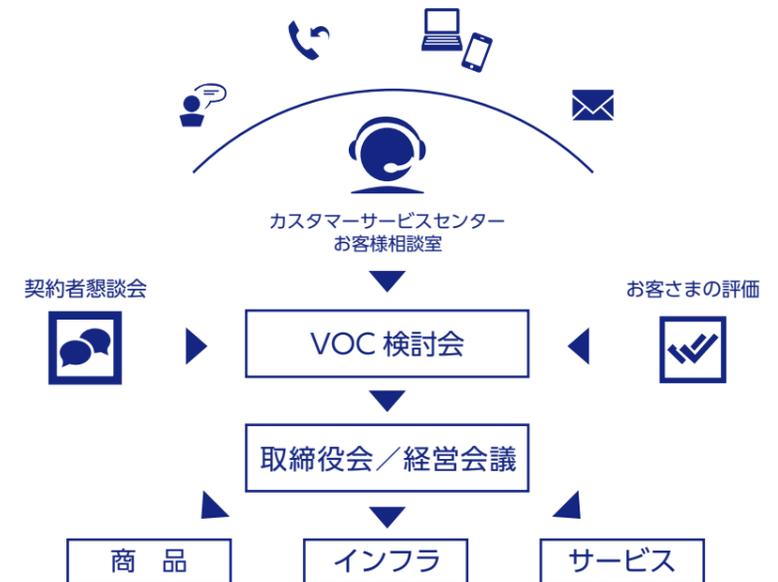
## お客さまの声を改善につなげて

### お客さまの声を経営に活かす仕組み

あらゆるお客さまとの接点において、お客さまからいただいたご不満やご意見を速やかに経営層や関連部署に共有できる体制を構築し、業務改善の検討・実行を継続的に行っていきます。

具体的には、役員を議長とする改善策を検討する「VOC検討会」(VOC=Voice of Customer=お客さまの声)を隔週で開催し、改善すべき案件については各部門に連携し、早期に商品・インフラ・サービスの改善へと結びつけるプロセスを構築しています。また、これらの改善アクションの実施状況については、定期的に取り締役員会に報告し、お客さまの声が確実に経営に反映される体制を確保しています。

#### お客さまの声を経営に活かす仕組み



### ご契約者さまとの懇談会を定期的に行っています

お客さまと当社社員が直接対話させていただく大切な機会として、お客さまとの懇談会を毎年2回実施し、いただいたご意見やご要望をもとに経営改善に努めています。



P.23の「相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、および改善事例」もあわせてご覧ください。

## 多様性を尊重する社会の実現を目指して

### ブラインドサッカーへの取り組み

アクサ生命、アクサ損害保険、アクサ・インベストメント・マネージャーズと「第16回アクサ プレイブカップ ブラインドサッカー日本選手権」を共同開催し、競技への理解促進と普及を推進しています。大会史上最多の19クラブが集まり、3日間にわたって熱闘が繰り広げられました。来場者も2,000人を超えるなど、ブラインドサッカーへの注目度は年々高まっています。



ボールの音や選手同士の掛け合いの声を通してゴールを目指します



他の選手が発するゴールの位置や距離などの声を聞き、シュートをした瞬間

### ボッチャへの取り組み

ボッチャは、ジャックボールと呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投球して、いかに近づけるかを競う競技です。第19回日本選手権大会、2018ボッチャ東京カップの支援や、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会が主催する企業間ボッチャ大会への参画を通じて、当社はボッチャの競技普及に努めています。



2018ボッチャ東京カップのチーム戦に当社の役職員も参加、4位と入賞まであと一歩でした



投球可能な残りのボールを考慮し、次に投球すべきボールの位置を決めていきます

### 資料編

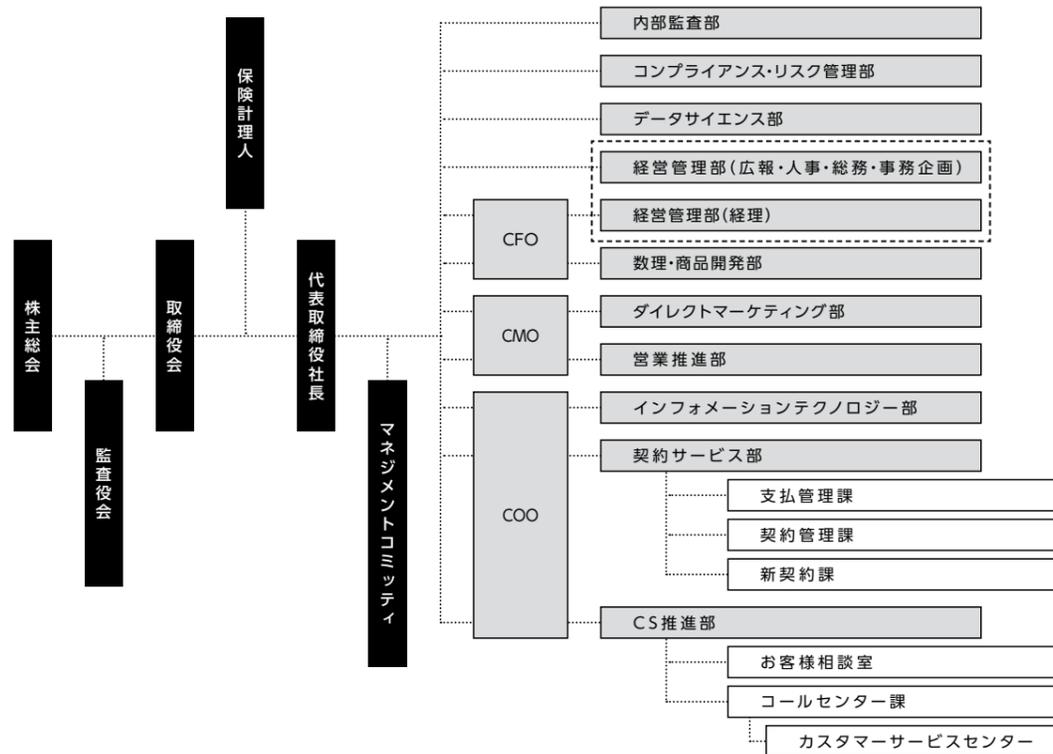
- P.18 I. 保険会社の概況および組織
- P.21 II. 保険会社の主要な業務の内容
- P.22 III. 直近事業年度における事業の概況
- P.30 IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
- P.31 V. 財産の状況
- P.42 VI. 業務の状況を示す指標等
- P.60 VII. 保険会社の運営
- P.65 VIII. 特別勘定に関する指標等
- P.65 IX. 保険会社およびその子会社等の状況
- P.66 企業概要
- P.67 開示基準項目索引

## 1 沿革

2006年	10月	SBIホールディングス株式会社、アクサ ジャパン ホールディング株式会社、ソフトバンク株式会社の合併会社としてSBI生保設立準備会社を資本金5億円で設立
2008年	3月	SBIアクサ生命保険株式会社へ社名変更
	4月	生命保険業免許を取得し、営業開始
	5月	定期保険、医療保険(定期型)を販売開始
2009年	3月	収入保障保険を販売開始
2010年	2月	アクサ ジャパン ホールディング株式会社が、SBIホールディングス株式会社保有の当社株式を取得し、親会社となる。
	5月	ネクスティア生命保険株式会社へ社名変更、本社を千代田区麹町へ移転
	7月	がん保険(終身型)、がん保険(定期型)を販売開始
2012年	7月	アクサ ジャパン ホールディング株式会社が、ソフトバンク株式会社保有の当社株式のすべてを取得し、完全親会社となる。
	8月	がん保険(終身型)の女性プランを販売開始
2013年	5月	アクサダイレクト生命保険株式会社へ社名変更
	10月	終身保険を販売開始
2014年	10月	完全親会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社が生命保険事業免許を取得し、その完全子会社であるアクサ生命保険株式会社を吸収合併するとともに、その商号と業務を継承
2015年	9月	「アクサダイレクトの終身医療」を販売開始
2016年	9月	「アクサダイレクトのはいりやすい定期」を販売開始
	10月	自社運営によるコールセンターを旭川市内に設置
2017年	12月	保有契約件数10万件を突破

## 2 会社の組織

■ アクサダイレクト生命保険(株)組織図(2018年7月1日現在)



## 3 店舗

### ■ 本社

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4  
KDX麹町ビル8階  
TEL:0120-953-831 (代表)

## 4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2006年 10月13日	250百万円	250百万円	会社設立
2007年 4月 2日	500百万円	750百万円	
2007年 9月21日	500百万円	1,250百万円	
2007年 12月21日	2,500百万円	3,750百万円	
2010年 8月31日	1,000百万円	4,750百万円	
2011年 3月25日	1,000百万円	5,750百万円	
2012年 3月30日	1,000百万円	6,750百万円	
2012年 9月24日	1,000百万円	7,750百万円	
2013年 9月24日	1,000百万円	8,750百万円	
2014年 9月24日	1,000百万円	9,750百万円	

## 5 株式の総数

発行する株式の総数	2,000千株
発行済株式の総数	644.6千株
当期末株主数	1名

## 6 株式の状況

### -1 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	644.6千株	-

### -2 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
アクサ生命保険株式会社	644.6千株	100.0%	- 千株	- %

(注) 当社の株主は上記1株主のみです。

## 7 主要株主の状況

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
アクサ生命保険株式会社	東京都港区	85,000百万円	生命保険業 子保険会社等の 事業の支配・管理	2000年3月7日	100.0%

## Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

### 8 取締役および監査役

(2018年7月1日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
取締役会長	住谷 貢	常勤監査役	中村 卓也
代表取締役社長	斎藤 英明	監査役(社外監査役)	澤入 雅彦
取締役兼執行役員	木島 博征	監査役(社外監査役)	櫻井 正史
取締役	松田 貴夫		

### 9 会計監査人の氏名または名称

PwCあらた有限責任監査法人

### 10 従業員の在籍・採用状況

区分	2016年度末 在籍数	2017年度末 在籍数	2016年度 採用数	2017年度 採用数	2017年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	97名	93名	28名	10名	41.5歳	3.7年
(男子)	54名	51名	12名	7名	40.9歳	3.3年
(女子)	43名	42名	16名	3名	42.1歳	4.1年
(総合職)	97名	93名	28名	10名	41.5歳	3.7年
(一般職)	0名	0名	0名	0名	-	-
営業職員	0名	0名	0名	0名	-	-
(男子)	0名	0名	0名	0名	-	-
(女子)	0名	0名	0名	0名	-	-

(注) 1.当社における従業員の定義は「内勤社員および契約社員」とし、従業員兼務役員および派遣社員ならびにパート・アルバイト従業員は含んでいません。  
2.年度末在籍数には、従業員の内、末日付け退職者および休職者は含め、出向者は除外しています。  
3.平均年齢および平均勤続年数には、末日付け退職者および休職者は含め、出向者は除外しています。

### 11 平均給与

#### -1 内勤職員

(単位:千円)

区分	2018年3月
内勤職員	504.4

(注) 1.平均給与月額とは2018年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。  
2.平均給与には、末日付け退職者は含め、休職者および出向者は除外しています。

#### -2 営業職員

該当ありません。

### 1 主要な業務の内容

#### -1 生命保険業

生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行っています。また、保険料として収受した金銭などの資産の運用を行っています。

#### -2 付随業務およびその他の業務

○他の保険会社の保険業に係る業務の代行または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行)。

### 2 経営方針

P.6の「アクサダイレクト生命の特長」をご覧ください。

## Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

### 1 事業の経過および成果等

#### -1 事業の経過および成果

本年度は、保険料等収入は前年度比 17.1%増加し、保有契約件数は 10万件を達成しました。個人保険の新契約件数は 22,672件、新契約高は 90,985 百万円となりました。3月末の保有契約件数は 105,672件、同保有契約高 577,808百万円となっています。また、保険料等収入 4,278百万円等により、経常収益は 4,284

百万円となりました。保険金等支払金 1,318百万円、責任準備金等繰入額 1,373百万円、事業費 3,212百万円、その他経常費用 1,547百万円、等の経常費用を控除し、法人税等合計 △793百万円となった結果、当期純損失は 2,374百万円となりました。なお、ソルベンシー・マージン比率は 1,723.2%となっています。

#### -2 対処すべき課題

当社はテクノロジーを活用した保険サービスを供する生命保険会社として、合理的でわかりやすい保険商品や、利便性高いサービスの提供を行う必要があると考えており、技術進歩やお客さま層の変化とともに多様化するチャネルからの申込みにスピードをもって対応しておりますが、以下の点が対処すべき課題と認識しております。

#### イ オムニチャネル戦略を通じた保険商品とサービスの提供

インターネットと電話、インターネットとリアル店舗といったネット環境との融合により、お客さまとのさまざまな接点を設けることで、お客さまの多様な相談ニーズに応じるための環境を整備しています。こうしたオムニチャネル戦略を通じて、合理的でわかりやすい保険商品や、利便性高いサービスの開発・提供を行うて参ります。

#### ロ 事業費効率化の推進

シンプルな保険商品を手頃な保険料で提供することが当社の特長であり、事業費の効率化はお客さまに負担いただく保険料への負担をできる限り抑えるという観点でも重要な課題と認識しています。事業費の効率的な運営は、当社の成長の加速と収支を安定させ、長期にわたってお客さまの信頼に添えていく基礎となります。

### 2 契約者懇談会開催の概況

P.15の「お客さまの声を改善につなげて」の「ご契約者さまとの懇談会を定期的に行っています」をご覧ください。

#### ハ 適切でわかりやすい情報提供の継続

お客さまは生命保険をご検討いただきはじめてからお申込みに至るまで、多様なチャネルから情報を取得され比較、検討されています。ホームページやパンフレット、比較サイトなどのあらゆる情報をわかりやすく提供することで、お客さまの保険選びのサポートを行っております。また、お客さまにご契約状況のお知らせなどで定期的にご案内などを行い、安心してご加入いただける環境を整えてまいります。

#### ニ 厳正な情報管理および堅固なネットワーク・セキュリティの維持

お客さまとの情報のやりとりがインターネットを中心に行われるため、情報の取扱いには最大の注意を払い、その厳正な管理を引き続き行ってまいります。また、インターネット上の各種リスクに対して備えた高いセキュリティシステムも定期的な点検などを通じ、随時新しいものに更新、改良を行ってまいります。

#### ホ コンプライアンスの徹底

法令やルールを厳格に遵守することは不可欠であり、常にコンプライアンスを重視した経営を実践してまいります。

### 3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、および改善事例

#### お客さまの声を反映し改善を行った事項

当社ではお客さまからお寄せいただきましたご意見・ご要望などを「お客さまの声」として収集および把握し、商品開発やお客さま満足度の向上につなげるためのサービスの改善に活かしております。2017年度のお客さまの声から実現した改善の代表例は下記のとおりです。

#### ■お客さまの声から実現した改善事例

お客さまの声	改善策・改善結果
メールアドレスの登録を間違っていたためメールが届かなかった。	2017年5月23日より、メールアドレスをご登録いただく際に誤ったメールアドレスをご入力された場合はアラート(注意喚起)を表示するようにいたしました。これにより、メールアドレスの誤登録を防ぐことができます。
マイページの画面がわかりづらい。	2017年6月14日より、マイページの画面を改定いたしました。レイアウトを大幅に改善することで、欲しい情報が見つけやすくなり、スマートフォンからでも最適化された画面を表示できるようにいたしました。
追加で申込みをする際に告知項目をまたはじめてから入力するのが面倒だ。	2017年7月26日より、追加でお申込みいただく際に前回のお申込みから60日以内であれば、前回ご入力をいただいた告知項目を表示できるようにいたしました。これにより前回のお申込み時から告知内容に変更がない場合は、告知入力の手間を軽減することができます。ただし前回のご入力から告知内容に追加・変更があったり、契約年齢を変更したり、お申込みの商品によっては、あらためて告知をご入力いただく場合がございます。
どのような保険に、どれくらいの保障金額を設定すればよいか迷ってしまうので、参考情報が欲しい。	2017年8月1日より、生命保険料のお見積り画面に同性・同年代の方が当社で契約されている給付金・保障金額の平均や選んでいるプランを表示できるようにいたしました。給付金・保険金の設定や特約の付加で迷われた際には、ぜひご活用ください。
給付金を請求するときの必要書類がわかりづらい。	2017年9月13日より給付金請求書類の送付時に、ご提出いただく書類に関する説明資料を同封しております。これにより、お手続きの際、お客さまにご用意いただく書類がわかりやすくなりました。
インターネットが苦手なので申込み手続きが不安だ。	インターネットが苦手なお客さまに代わってお客さま情報や申込み内容を入力代行する「申込電話サポート」サービスが、2018年1月17日よりさらに便利になりました。お申込み時に利用される電子端末(パソコンやスマートフォン)の操作のほとんどをサポートできるようにしたことで、お客さまのご負担をさらに軽減しました。「申込電話サポート」のご利用につきましては、カスタマーサービスセンターへご相談ください。
保険金・給付金の請求で書類の用意が面倒だ。	これまで保険金・給付金請求時にご提出いただいていた「診断書」は、当社よりお送りするフォーマットにて取得されたものに限定しておりましたが、2018年2月1日よりほかの用途でご利用になられた「診断書のコピー」でもお取扱いできるようにいたしました。また同時に、被保険者ご本人様から「保険金・給付金が300万円を超える場合」、「高度障害保険金」、「リビング・ニーズ保険金」のお手続きをいただく際にご提出いただいております「印鑑証明書」が不要となりました。これによりスムーズに保険金・給付金請求のお手続きを行っていただけるようになりました。*ご利用いただける「診断書のコピー」は当社所定の項目を満たしている場合に限りです。
給付金を請求する際、電話をするのが面倒だ。	2018年3月28日より当社Webサイトのマイページから給付金のご請求手続きのお申出ができるようになりました。(ご請求内容によりお電話での受け付けが必要となる場合がございます。)カスタマーサービスセンターの営業時間にご連絡をいただくことが難しい場合などに、ぜひご活用ください。

#### お客さまからお寄せいただいたご相談・お問合せ件数および苦情件数

2017年度の1年間にカスタマーサービスセンターおよびお客様相談室などにお寄せいただきました、お客さまからのご相談・お問合せなど件数は47,701件でした。そのうち苦情を表明されたものは239件でした。お客さまからお寄せいただきました苦情につきましては、情報を収集・検討したうえで業務の改善に努めております。

#### ■ ご相談(照会・苦情)・お問合せ件数

内 容	件 数
ご相談・お問合せ	47,462
苦情	239
合計	47,701

単位:件数(件)

#### ■ 苦情件数および内訳

項 目	件 数	占 率
新契約関連	94	39.3
収納関連	30	12.6
保全関連	15	6.3
保険金・給付金関連	44	18.4
その他	56	23.4
合計	239	100.0

単位:件数(件)占率(%)

### 4 契約者に対する情報提供の実態

P.13の「お客さまにご納得いただけるよう、最適な情報を」をご覧ください。

## 5 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

保険契約者が、生命保険のしくみや制度についてご存じでなかったために不利益を被るような条項を、不利益条項(デメリット情報)といえます。

当社では、これらの情報をあらかじめ保険契約者に正確にお伝えすることが重要であると考え、ご契約のお申込みをいただくまでの間に「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約の

しおり・約款」などの諸情報を提供し、そのうえで「意向確認書」によりお申込内容を確認していただくことを通じて、保険契約者に対する情報提供の徹底を図っております。

デメリット情報の代表的なものは以下のとおりですが、実際のご契約におけるお取扱いに関しましては、普通保険約款および各特約条項を必ずご確認ください。

### -1 お申込みの撤回など(クーリング・オフ制度)について

保険契約者はご契約のお申込日の翌日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の

解除をすることができます。この場合、保険料をすでにお払込みいただいているときには保険料を全額お返しします。

### -2 保険金などのお支払い、または保険料の払込みの免除ができない場合について

以下のような場合には、保険金などのお支払い、または保険料の払込みの免除ができません。

#### (1) 免責事由に該当する場合のおもな例

保険金などの種類		お支払いできない場合・保険料の払込みが免除されない場合
死亡保険	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任開始期(復活の場合には最後の復活の際の責任開始期)の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</li> <li>死亡保険金受取人の故意(ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。)</li> <li>保険契約者の故意</li> </ul>
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の自殺行為</li> <li>保険契約者または被保険者の故意による傷害行為</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> </ul>
医療保険	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>被保険者の薬物依存</li> <li>戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります。)</li> </ul>
死亡保険	保険料の払込みの免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、保険料の払込みを免除することがあります。)</li> </ul>
医療保険がん保険	保険料の払込みの免除(傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の自殺行為</li> <li>保険契約者または被保険者の故意による傷害行為</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、保険料の払込みを免除することがあります。)</li> </ul>
	保険料の払込みの免除(所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>戦争その他の変乱、地震、噴火または津波(ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、保険料の払込みを免除することがあります。)</li> </ul>

#### (2) 「重大事由による解除」における重大事由に該当する場合

次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき、保険金などのお支払いができません。

- ① 保険契約者、保険金などの受取人がご契約の保険金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ② ご契約の保険金などの請求に関し、保険金などの受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③ ご契約の重複などにより保険金などの合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそ

れがあるとき

- ④ 保険契約者、被保険者、または保険金などの受取人が反社会的勢力\*<sup>1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*<sup>2</sup>を有していると認められるとき
- ⑤ 上記の他、保険契約者、被保険者、または保険金などの受取人に対する信頼を損ないご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

\* 上記の事由が生じた以後に保険金などの支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じたときは、当社は保険金のお支払いまたは保険料の払込みの免除を行いません(上記④の事由にのみ該当した場合で、保険金などの受取人が複数の場合、保険金などのうち、上記④に該当した一部の受取人にお支払いすることになっていた保険金などを除いた額を他の受取人に支払います。)。すでに保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込みを免除していたときには免除した保険料のお払込みがなかったものとして取扱います。

\*<sup>1</sup> 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

\*<sup>2</sup> 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者、もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

#### (3) 告知義務違反があった場合

お申込みの際に告知していただいた内容について、事実を正しく告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、

ご契約または特約が告知義務違反のため解除となり、保険金などのお支払いができません。

#### (4) ご契約が失効している場合

ご契約の失効中に支払事由または免除事由が発生した場合、保険金などのお支払いまたは保険料の払込みの免除ができません。

#### (5) 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

・保険契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺によってご契約を締結または復活したときは、当社はそのご契約を取消すことができます。この場合、お払込みいただいた保険料はお返ししません。

・保険契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的をもってご契約を締結または復活したときは、そのご契約は無効となります。この場合、お払込みいただいた保険料はお返ししません。

### -3 解約と解約返戻金について

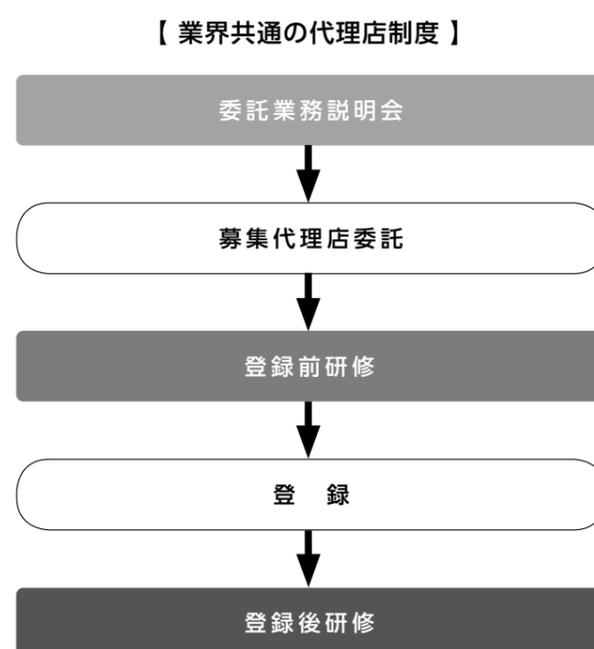
お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払い、一部はご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約を保険期間の途中で解約されますと

多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。

## 6 代理店教育・研修の概略

当社は、インターネット上において「お客さまに商品内容をご理解いただき自らお申込み手続きいただく」ことを前提とした募集形態をとっていることから、お客さまにとってわかりやすく的確な情報提供を行うことができる募集代理店の育成が重要と認識しています。

こうした認識のもと、募集代理店の登録前、登録後の研修などにおいて、当社商品の販売に必要な知識についての研修を行うとともに、コンプライアンスを遵守した正しい募集活動の意識を高めることを目的とした研修を実施しています。



## 7 保険商品一覧

当社の保険商品は、インターネットでお申込み手続きを完結できるのが大きな特長です。販売中の商品は以下のものがあります。(2018年7月1日現在。)

### -1 死亡保険

- 「アクサダイレクトの終身保険」(終身保険(低解約返戻金型))
  - 終身保険(低解約返戻金型)は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合を保障する終身タイプの保険です。
  - 解約返戻金の水準を低く設定することにより、割安な保険料を実現しております。
  - リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約:終身保険(低解約返戻金型)  
特 約:リビング・ニーズ特約
- 「アクサダイレクトの定期保険2」(定期保険(無解約返戻金型))
  - 定期保険(無解約返戻金型)は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合を保障する定期タイプの保険です。
  - 災害割増特約を付加することで、所定の不慮の事故や所定の感染症による死亡・所定の高度障害状態の場合の保障を上乗せすることができます。
  - リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約:定期保険(無解約返戻金型)  
特 約:災害割増特約、リビング・ニーズ特約
- 「アクサダイレクトの収入保障2」(収入保障保険(無解約返戻金型))
  - 収入保障保険(無解約返戻金型)は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合に、保険期間満了時まで毎月定額の年金をお支払いする保険です。
  - 年金支払いに代えて未払年金の現価の全部または一部を一時金としてお支払いすることもできます。
  - 災害割増特約を付加することで、所定の不慮の事故や所定の感染症による死亡・所定の高度障害状態の場合の保障を上乗せすることができます。
  - リビング・ニーズ特約(収入保障保険(無解約返戻金型)用)を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約:収入保障保険(無解約返戻金型)  
特 約:災害割増特約、リビング・ニーズ特約(収入保障保険(無解約返戻金型)用)

### -2 医療保険

- 「アクサダイレクトの終身医療」(終身医療保険(無解約返戻金型))
  - 終身医療保険(無解約返戻金型)Ⅰ型\*は、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や、所定の手術を受けた場合を保障する、終身タイプの保険です。
  - 健康祝金特則を付加することで、主契約の給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じなかったときに、健康祝金を3年ごとに受け取ることができます。
  - 特約を付加することで、所定の3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を直接の目的として入院を開始した場合に、以後の保険料の払込みを不要とすることができます。また、入院時の上乗せ保障や、先進医療を受けたときの保障、所定のがん・所定の女性特有の病気の治療を直接の目的として入院した場合の保障を追加することができます。

\*Ⅰ型(入院・手術を保障)、Ⅱ型(入院のみを保障)のいずれかから選択可能です。

主 契 約:終身医療保険(無解約返戻金型)  
特約(特則):健康祝金特則、先進医療特約、3大疾病保険料払込免除特約、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約(15)、女性疾病入院特約
- 「アクサダイレクトの定期医療」(医療保険(定期型))
  - 医療保険(定期型)は、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や、所定の手術を受けた場合を保障する、定期タイプの保険です。
  - 入院時一時金給付特約を付加することで、入院時の保障を上乗せすることができます。

主契約:医療保険(定期型)  
特 約:入院時一時金給付特約

### -3 がん保険

○「アクサダイレクトのがん終身」(がん保険(終身型))

- がん保険(終身型)は、所定のがんの治療を直接の目的として入院した場合や、所定のがんと診断された場合を保障する、終身タイプの保険です。
- がん入院給付金は、日数無制限でお支払いします。がん診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみです。
- 特約を付加することで、所定のがんの治療を直接の目的として、所定の抗がん剤治療や手術、先進医療を受けたときの保障、退院時の保障を追加することができます。また、所定の女性特有のがんの治療を直接の目的として入院したときの保障を追加することができます。さらに、一定期間無事故であったときに給付金を受取ることもできます。

主契約:がん保険(終身型)

特 約:抗がん剤治療特約、がん手術給付特約(終身型)+がん先進医療特約+がん退院療養特約(終身型)、女性がん入院特約、がん無事故給付特約

○「アクサダイレクトのがん定期」(がん保険(定期型))

- がん保険(定期型)は、所定のがんの治療を直接の目的として入院した場合や、所定のがんと診断された場合を保障する、定期タイプの保険です。
- がん入院給付金は、日数無制限でお支払いします。がん診断給付金のお支払いは、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて1回のみです。
- 特約を付加することで、所定のがんの治療を直接の目的として、所定の手術や先進医療を受けたときの保障、退院時の保障を追加することができます。

主契約:がん保険(定期型)

特 約:がん手術給付特約(定期型)+がん先進医療特約+がん退院療養特約(定期型)

#### -4 引受基準緩和型保険

○「アクサダイレクトのはいりやすい定期」(引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型))

- 引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型)は、持病のある方や、過去に入院・手術をされた方でも入りやすい保険です。
- 所定の2つの告知項目に該当しなければ、糖尿病のためインスリン治療中の方などでもお申込みいただけます。
- 死亡した場合を保障する定期タイプの保険です。
- リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約:引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型)

特 約:リビング・ニーズ特約

## 8 情報システムに関する状況

当社では、日本初のインターネット専業生命保険会社として開業以来、磐石な情報システム基盤を維持するため、情報セキュリティの維持強化はもとより、システム開発力の拡充やシステム基盤の充実を通じ、お客さまサービスの向上に努めております。

#### -1 情報セキュリティ管理および個人情報保護管理態勢の向上

インターネットを主要販売チャネルとする当社においては、情報セキュリティの維持強化を最重要項目と位置付け、情報セキュリティ基本方針の制定をはじめ、グローバルスタンダードに沿ったアクサインフォメーションセキュリティポリシーを実務指針として準拠し、加えて、情報セキュリティハンドブックを全役職員へ配布し啓蒙に努めています。また、データセンターにおけるフィジカルセキュリティ、IT内部統制強化を通じたロジカルセキュリティの充実、さらに、最先端の情報技術を用いて、外部からの攻撃、不正侵入、ウイルス・ワーム汚染、情報漏えい、故障や災害による情報消失に備えています。これらの対策により、セキュリティレベルの高度化および個人情報保護管理の強化を進め、強固なセキュリティ態勢を維持しております。

#### -2 システムリスク管理態勢の強化

定期的なリスクアセスメントを通じ、情報システムにかかるさまざまなリスクを洗い出し、事前の対策策定および演習を通じたリスクコントロールにより、システムリスク管理の徹底を図っています。また、過去のリスク顕在化事象の調査、分析、改善策を共有し評価することにより、システムリスクを全社の重要管理事項と位置付け、リスク軽減に向けた取組みを強化しています。

#### -3 システム企画・開発体制の効率化

常に最新、最良のソリューションを調査研究し、お客さまの利便性向上、業務の効率化および事業費の抑制に向けたシステム企画を推進しています。また、システム開発においては、迅速かつ高品質を基本方針として、新商品開発、新機能開発および機能改善に取組んでおり、信頼度の高い業務システムの提供に努めています。加えて、システム開発ライフサイクルの改善を適宜推進するとともに、経営層および関連部門長で構成するIT投資検討会議を定期開催し、開発案件優先順位付けと承認プロセスの改善、外部委託管理の強化等を通じ、高効率な開発体制を築くことにより、事業費抑制を通じたシステム投資効果の最大化、最適化に努めております。

#### -4 システム基盤運用体制の充実と安定稼働

お客さまの大切なご契約を預かるには、磐石なシステム基盤を要すると考えております。当社では、本番業務を運用するプロダクションデータセンターと災害対策用のバックアップデータセンターを設置するとともに、ネットワークの多重化も含め充実した予備態勢を維持し、不測の事態に備えております。また、システム稼働監視においては24時間×365日の監視体制をしき、異常事象の早期発見、改修に注力しています。さらに、各種運用管理プロセスの改善、高度化を通じ、強固なITサービスマネジメント態勢の構築、最適化を推進し、継続的なサービス改善に努めております。

#### -5 2017年度のおもな活動

当年度のおもな取組みとしましては、お客さまの満足度向上に向けた各種施策として、給付金のWeb請求サービスの開始、大規模災害に備えたバックアップ態勢の強化、お客さまの利便性向上に向けた、お申込みサポート機能の拡充等々に取り組みでまいりました。また、基盤ソフトウェアのバージョンアップによる情報セキュリティの維持向上にも継続して取り組んでおり、これらの取組みにより、お客さまに安心してお手続きいただける高度なセキュリティ態勢を維持しています。

・給付金のWeb請求サービスの開始

これまでカスタマーサービスセンターへご連絡いただいていた給付金のご請求申出につきまして、Webサイト上でもご請求いただけるよう、マイページに新たな機能を追加しました。このサービスの開始により、お客さまの利便性向上をはかることができました。

・バックアップ態勢の強化

マイページ上でお預かりしているメールや文書等のデジタル情報につきまして、遠隔地へのリアルタイム伝送によるさらなるバックアップ機能強化を進め、堅牢な情報セキュリティのもと、より確実な保管態勢を構築しました。

・お申込みサポート機能の拡充

マイページの開設につづき、ご契約のお申込みにつきまして、カスタマーサービスセンターのアドバイザーがサポートさせていただく機能を開発し、より一層充実したお客さまの利便性向上に取り組みました。

・基盤システムバージョンアップによる情報セキュリティの維持向上

近年増加している情報セキュリティ事故を未然に防ぎ、当社のWebサービスを安心してご利用いただく環境を維持するため、基盤システムのバージョンアップを推進してまいりました。

今後ともお客さまの視点に立ったITサービスの拡充に尽力してまいります。

## 9 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.16の「多様性を尊重する社会の実現を目指して」をご覧ください。

## IV.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	2,252	2,501	2,885	3,672	4,284
経常損失(△)	△3,609	△3,128	△3,341	△3,633	△3,167
基礎利益	△3,596	△3,113	△3,311	△3,595	△3,136
当期純損失(△)	△2,594	△2,411	△2,520	△2,778	△2,374
資本金の額及び発行済株式の総数	8,750 527,655株	9,750 644,614株	9,750 644,614株	9,750 644,614株	9,750 644,614株
総資産	12,162	12,540	10,949	9,324	8,465
うち特別勘定	-	-	-	-	-
責任準備金残高	2,109	2,779	3,650	4,815	6,173
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	2,667.3%	3,190.2%	3,025.4%	2,190.4%	1,723.2%
従業員数	58名	65名	75名	97名	93名
保有契約高	402,482	425,627	473,174	530,327	577,808
個人保険	402,482	425,627	473,174	530,327	577,808
個人年金保険	-	-	-	-	-
団体保険	-	-	-	-	-
団体年金保険保有契約高	-	-	-	-	-

## V. 財産の状況

### 1 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)	科目	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金及び預貯金	5,740	6,586	保険契約準備金	5,013	6,387
現金	0	0	支払備金	198	213
預貯金	5,740	6,586	責任準備金	4,815	6,173
有価証券	-	-	代理店借	13	16
有形固定資産	85	82	再保険借	60	79
建物	45	39	その他負債	393	511
リース資産	-	-	未払法人税等	5	5
その他の有形固定資産	40	42	未払金	26	0
無形固定資産	34	164	未払費用	316	457
ソフトウェア	34	164	預り金	3	3
その他の無形固定資産	-	-	リース債務	-	-
再保険貸	89	77	資産除去債務	17	17
その他資産	2,870	1,364	仮受金	24	27
未収金	1,319	1,292	役員退職慰労引当金	8	10
前払費用	28	30	価格変動準備金	0	0
未収収益	-	-	繰延税金負債	-	-
預託金	40	41	<b>負債の部合計</b>	<b>5,490</b>	<b>7,005</b>
仮払金	0	-	<b>(純資産の部)</b>		
保険業法第113条繰延資産	1,481	-	資本金	9,750	9,750
その他の資産	0	0	資本剰余金	8,590	8,590
繰延税金資産	504	190	資本準備金	8,590	8,590
貸倒引当金	-	△0	利益剰余金	△14,506	△16,880
			その他利益剰余金	△14,506	△16,880
			繰越利益剰余金	△14,506	△16,880
			株主資本合計	3,834	1,460
			その他有価証券評価差額金	-	-
			評価・換算差額等合計	-	-
			<b>純資産の部合計</b>	<b>3,834</b>	<b>1,460</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>9,324</b>	<b>8,465</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>9,324</b>	<b>8,465</b>

【貸借対照表注記】

2016年度	2017年度
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却の方法 利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)により計算しております。</p> <p>(8) 保険業法第113条繰延資産の償却方法 保険業法第113条繰延資産の償却方法は、定款の規定に基づき償却しております。</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却の方法 利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)により計算しております。</p> <p>(8) 保険業法第113条繰延資産の償却方法 保険業法第113条繰延資産の償却方法は、定款の規定に基づき償却しております。</p>

2016年度	2017年度
<p>2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指してあります。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としてあります。 資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。</p> <p>主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p>	<p>2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指してあります。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としてあります。 資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。</p> <p>主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p>

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金および預貯金	5,740	5,740	-

(注) 現金および預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
該当する事項はありません。

- 有形固定資産の減価償却累計額(リース資産含む)は39百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は1,203百万円、金銭債務の総額は7百万円であります。
- 繰延税金資産の総額は、1,492百万円、繰延税金負債の総額は、421百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、566百万円であります。なお、繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、営業権792百万円、繰越欠損金489百万円であります。繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、保険業法第113条繰延資産418百万円であります。

当年度における法定実効税率は28.24%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減額△1.81%、税率差異の増減額△0.63%であります。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が2016年11月18日に成立したことに伴い、地方法人税の税率改正の実施時期も2017年4月1日以後に開始する事業年度から2019年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が22百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

- 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は7百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は42百万円であります。
- 1株当たりの純資産額は5,948円77銭であります。
- 保険業法第113条繰延資産の額は、1,481百万円であります。
- 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は32百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
- 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

- 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は19百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は55百万円であります。
- 1株当たりの純資産額は2,265円3銭であります。

- 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は35百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
- 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
<b>経常収益</b>	<b>3,672</b>	<b>4,284</b>
保険料等収入	3,652	4,278
保険料	3,415	4,085
再保険収入	237	193
資産運用収益	0	0
利息及び配当金等収入	0	0
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	-	-
有価証券売却益	-	-
その他経常収益	19	6
支払備金戻入額	15	-
その他の経常収益	4	6
<b>経常費用</b>	<b>7,305</b>	<b>7,452</b>
保険金等支払金	1,569	1,318
保険金	778	383
年金	40	11
給付金	450	556
解約返戻金	76	87
その他返戻金	0	0
再保険料	222	279
責任準備金等繰入額	1,165	1,373
支払備金繰入額	-	15
責任準備金繰入額	1,165	1,358
資産運用費用	0	0
支払利息	0	0
有価証券売却損	-	-
事業費	3,039	3,212
その他経常費用	1,531	1,547
税金	17	19
減価償却費	32	46
保険業法第113条繰延資産償却費	1,481	1,481
その他の経常費用	-	0
保険業法第113条繰延額	-	-
<b>経常損失(△)</b>	<b>△ 3,633</b>	<b>△ 3,167</b>
特別損失	-	0
固定資産等処分損	-	0
価格変動準備金繰入額	-	-
税引前当期純損失(△)	△ 3,633	△ 3,168
法人税及び住民税	△ 1,197	△ 1,107
法人税等調整額	342	313
法人税等合計	△ 855	△ 793
<b>当期純損失(△)</b>	<b>△ 2,778</b>	<b>△ 2,374</b>

【 損益計算書注記 】

2016年度		2017年度					
1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は80百万円であります。	2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は3百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は10百万円であります。	1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は65百万円であります。	2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は12百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は12百万円であります。				
3. 1株当たりの当期純損失は4,310円3銭であります。	4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。	3. 1株当たりの当期純損失は3,683円74銭であります。	4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。				
(1) 親会社および法人主要株主等		(1) 親会社および法人主要株主等					
属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	アクサ生命保険(株)	(被所有) 直接 100.00%	役員兼任 出向者給与 の支払	連結納税に伴う 受取予定額	1,203	未収金	1,203
				出向者給与 の支払	76	未払 費用	7
(注) 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうで決定しております。							
(2) 子会社および関連会社 該当する事項はありません。							
(3) 兄弟会社							
属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アクサ損害保険(株)	-	カスタマー サービス 業務委託費 代理店	カスタマー サービス 業務委託費	50	未払 費用	-
				代理店手数料	19	代理 店借	1
(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうで決定しております。 2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。							
5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。							
2016年度		2017年度					
1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は80百万円であります。	2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は3百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は10百万円であります。	1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は65百万円であります。	2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は12百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は12百万円であります。				
3. 1株当たりの当期純損失は4,310円3銭であります。	4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。	3. 1株当たりの当期純損失は3,683円74銭であります。	4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。				
(1) 親会社および法人主要株主等							
属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	アクサ生命保険(株)	(被所有) 直接 100.00%	役員兼任 出向者給与 の支払	連結納税に伴う 受取予定額	1,112	未収金	1,112
				出向者給与 の支払	58	未払 費用	6
(注) 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうで決定しております。							
(2) 子会社および関連会社 該当する事項はありません。							
(3) 兄弟会社							
属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アクサ損害保険(株)	-	代理店 出向者給与 の支払	代理店手数料	17	代理 店借	1
				出向者給与 の支払	24	未払 費用	1
(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうで決定しております。 2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。							
5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。							

## 3 キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	2016年度	2017年度
	(2016年4月1日から2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から2018年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	△ 3,633	△ 3,168
減価償却費	32	46
支払備金の増減額(△は減少)	△ 15	15
責任準備金の増減額(△は減少)	1,165	1,358
貸倒引当金の増減額(△は減少)	-	0
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	2	2
利息及び配当金等収入	△ 0	△ 0
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益(△は益)	-	0
再保険貸の増減額(△は増加)	△ 16	11
保険業法第113条繰延資産の増減額(△は増加)	1,481	1,481
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 4	△ 65
代理店借の増減額(△は減少)	2	2
再保険借の増減額(△は減少)	12	19
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	△ 13	117
小 計	△ 987	△ 178
利息及び配当金等の受取額	0	0
利息の支払額	△ 0	△ 0
法人税等の支払額	△ 5	△ 5
法人税等の還付金	1,127	1,203
営業活動によるキャッシュ・フロー	135	1,019
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	-	-
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
資産運用活動計	-	-
(営業活動及び資産運用活動計)	(135)	(1,019)
有形固定資産の取得による支出	△ 53	△ 15
無形固定資産の取得による支出	△ 9	△ 157
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 63	△ 173
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	-
リース債務の返済による支払	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	71	845
現金及び現金同等物期首残高	5,669	5,740
現金及び現金同等物期末残高	5,740	6,586

(注) 1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、要求払預金および取得から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 4 株主資本等変動計算書

2016年度 (2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	9,750	8,590	8,590	△ 11,727	△ 11,727	6,612	6,612
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当				-	-	-	-
当期純損失				△ 2,778	△ 2,778	△ 2,778	△ 2,778
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,778	△ 2,778	△ 2,778	△ 2,778
当期末残高	9,750	8,590	8,590	△ 14,506	△ 14,506	3,834	3,834

2017年度 (2017年4月1日から  
2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	9,750	8,590	8,590	△ 14,506	△ 14,506	3,834	3,834
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当				-	-	-	-
当期純損失				△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374	△ 2,374
当期末残高	9,750	8,590	8,590	△ 16,880	△ 16,880	1,460	1,460

【株主資本等変動計算書注記】

2016年度					2017年度				
1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:株)					1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:株)				
	当期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数		当期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	644,614	-	-	644,614	普通株式	644,614	-	-	644,614
合計	644,614	-	-	644,614	合計	644,614	-	-	644,614
自己株式					自己株式				
普通株式	-	-	-	-	普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	合計	-	-	-	-
2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。					2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。				
3. 配当に関する事項 該当する事項はありません。					3. 配当に関する事項 該当する事項はありません。				
4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。					4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。				

5 債務者区分による債権の状況

該当ありません。

6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2016年度末	2017年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,195	3,589
資本金等	2,353	1,460
価格変動準備金	0	0
危険準備金	368	400
一般貸倒引当金	-	-
(その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	-	-
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,473	1,728
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	383	416
保険リスク相当額 $R_1$	290	309
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	75	86
予定利率リスク相当額 $R_2$	0	0
最低保証リスク相当額 $R_7$	-	-
資産運用リスク相当額 $R_3$	58	67
経営管理リスク相当額 $R_4$	12	13
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,190.4%	1,723.2%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条、第190条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

**9 有価証券等の時価情報(会社計)****-1 有価証券の時価情報**

## ① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

## ② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

該当ありません。

## ○ 満期保有目的の債券

該当ありません。

## ○ 責任準備金対応債券

該当ありません。

## ○ その他有価証券

該当ありません。

**-2 金銭の信託の時価情報**

該当ありません。

**-3 デリバティブ取引の時価情報**

該当ありません。

**10 経常利益等の明細(基礎利益)**

(単位:百万円)

	2016年度	2017年度
基礎利益 A	△ 3,595	△ 3,136
キャピタル収益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	-	-
キャピタル費用	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為替差損	-	-
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	-	-
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△ 3,595	△ 3,136
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	38	31
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	38	31
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	△ 38	△ 31
経常利益(損失) A + B + C	△ 3,633	△ 3,167

**11 計算書類等についての会社法による会計監査人の監査**

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

**12 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書についての金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明**

該当ありません。

**13 代表者による財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認**

財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性については、当社の代表取締役社長が確認しております。

# Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

## 1 主要な業務の状況を示す指標等

### -1 決算業績の概況

個人保険の新契約件数は22,672件、前年比8.3%の減少となりました。

新契約高は90,985百万円と前年比6.8%の減少であり、3月末保有件数105,672件、同保有契約高577,808百万円となっています。

また、保険料等収入4,278百万円等により、経常収益は4,284百万円となりました。経常費用7,452百万円(うち、保険金等支払金1,318百万円、責任準備金等繰入額1,373百万円、事業費3,212百万円、その他経常費用1,547百万円)、法人税等合計△793百万円を控除した結果、当期純損失は2,374百万円となりました。

なお、ソルベンシー・マージン比率は1,723.2%となっており、十分に高い健全性を確保しております。

### -2 保有契約高および新契約高

#### ■ 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2016年度末				2017年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個人保険	90	124.4	5,303	112.1	105	116.9	5,778	109.0
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

#### ■ 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2016年度						2017年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	24	132.6	976	112.5	976	—	22	91.7	909	93.2	909	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### -3 年換算保険料

#### ■ 保有契約

(単位:百万円、%)

区分	2016年度末		2017年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	3,624	123.0	4,237	116.9
個人年金保険	—	—	—	—
合計	3,624	123.0	4,237	116.9
うち医療保障・生前給付保障等	1,643	131.3	2,041	124.3

#### ■ 新契約

(単位:百万円、%)

区分	2016年度		2017年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	992	131.8	951	95.8
個人年金保険	—	—	—	—
合計	992	131.8	951	95.8
うち医療保障・生前給付保障等	543	142.9	568	104.5

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

### -4 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分	保 有 金 額	保 有 金 額	
		2016年度末	2017年度末
普通死亡	個人保険	530,327	577,808
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
死亡保障	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
災害死亡	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
その他の条件付死亡	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
満期・生存給付	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
年金	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
その他	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
災害入院	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
疾病入院	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
その他の条件付入院	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—

(注) 1. ( )内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。

2. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。

3. 生存保障の満期・生存給付、入院保障の疾病入院、およびその他の条件付入院の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位:件)

区 分		保 有 件 数	
		2016年度末	2017年度末
障害保障	個人保険	-	-
	個人年金保険	-	-
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	-	-
手術保障	個人保険	51,806	59,411
	個人年金保険	-	-
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	51,806	59,411

-5 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2016年度末	2017年度末
死亡保険	終身保険	17,938	19,690
	定期付終身保険	-	-
	定期保険	512,389	558,118
	その他共計	530,327	577,808
生死混合保険	養老保険	-	-
	定期付養老保険	-	-
	生存給付金付定期保険	-	-
	その他共計	-	-
生存保険	-	-	
年金保険	個人年金保険	-	-
災害・疾病関係特約	災害割増特約	108,676	113,858
	傷害特約	-	-
	災害入院特約	-	-
	疾病特約	-	-
	成人病特約	-	-
	その他の条件付入院特約	174	194

(注) 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

-6 異動状況の推移

① 個人保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2016年度		2017年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年始現在	72,671	473,174	90,393	530,327
新契約	24,734	97,659	22,672	90,985
更新	-	-	-	-
復活	175	951	197	888
転換による増加	-	-	-	-
その他の異動による増加	-	-	-	-
死亡	96	749	92	443
満期	-	-	-	-
保険金額の減少	152	1,036	193	1,300
転換による減少	-	-	-	-
解約	3,492	20,071	4,188	22,083
失効	1,238	5,604	1,582	6,857
その他の異動による減少	2,361	13,995	1,728	13,708
年末現在	90,393	530,327	105,672	577,808
(増加率)	(24.4)	(12.1)	(16.9)	(9.0)
純増加	17,722	57,153	15,279	47,480
(増加率)	(42.2)	(20.2)	(-13.8)	(-16.9)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

該当ありません。

③ 団体保険

該当ありません。

④ 団体年金保険

該当ありません。

-7 契約者配当の状況

該当ありません。

2 保険契約に関する指標等

-1 保有契約増加率

区 分	2016年度	2017年度
個人保険	12.1%	9.0%
個人年金保険	-	-
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-

-2 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区 分	2016年度	2017年度
新契約平均保険金	3,948	4,013
保有契約平均保険金	5,867	5,468

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

-3 新契約率(対年度始)

区 分	2016年度	2017年度
個人保険	20.6%	17.2%
個人年金保険	-	-
団体保険	-	-

(注) 転換契約は含んでいません。

-4 解約失効率(対年度始)

区 分	2016年度	2017年度
個人保険	5.4%	5.5%
個人年金保険	-	-
団体保険	-	-

(注) 解約失効率は、(解約+失効-復活+減額)÷年始保有で計算しています。

-5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

2016年度	2017年度
43,642	41,880

(注) 1. 転換契約は含んでいません。  
2. 年間保険料(月払保険料×12)を表示しています。

-6 死亡率(個人保険主契約)

件 数 率		金 額 率	
2016年度	2017年度	2016年度	2017年度
1.18%	0.94%	1.49%	0.80%

(注) 1. 死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)÷2}で計算しています。  
2. 1%(パーミル)は、1,000分の1を表します。

-7 特約発生率(個人保険)

区 分		2016年度	2017年度
災害死亡保障契約	件 数	0.10%	0.00%
	金 額	0.05%	0.00%
障害保障契約	件 数	-	-
	金 額	-	-
災害入院保障契約	件 数	3.99%	4.04%
	金 額	4.00%	4.15%
疾病入院保障契約	件 数	44.96%	49.12%
	金 額	44.05%	47.28%
成人病入院保障契約	件 数	-	-
	金 額	-	-
疾病・傷害手術保障契約	件 数	-	-
	金 額	-	-
成人病手術保障契約	件 数	-	-
	金 額	-	-

(注) 1. 災害死亡保障契約の発生率は、発生÷{(年始保障+年末保障+災害死亡発生契約)÷2}で計算しています。それ以外は、発生÷{(年始保障+年末保障)÷2}で計算しています。  
2. 1%(パーミル)は、1,000分の1を表します。

-8 事業費率(対収入保険料)

2016年度	2017年度
89.0%	78.6%

-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の数

2016年度	2017年度
4社	4社

-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2016年度	2017年度
100%	100%

-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2016年度	2017年度
A以上	99.3%	99.2%
BBB以上A未満	-	-
その他(BBB未満・格付なし)	0.7%	0.8%

(注) 格付はスタンダード&プアーズ社による保険財務格付に基づいております。

-12 未だ収受していない再保険金の額

(単位:百万円)

2016年度	2017年度
74	48

■ -9~-12については、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積立てないとした第三分野保険はありません。

-13 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2016年度	2017年度
第三分野発生率	33.1%	31.9%
医療	33.4%	29.7%
がん	33.0%	33.3%
介護	-	-
その他	-	-

(注) 1. 各区分には以下の商品を計上しております。  
①医療:医療保険(定期型)(主契約)、入院時一時金給付特約、終身医療保険(無解約返戻金型)(主契約)、3大疾病保険料免除特約、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約(15)、先進医療特約、女性疾病入院特約、健康祝金特約。  
②がん:がん保険(定期型・終身型)(主契約)、がん手術給付特約(定期型・終身型)、がん退院療養特約(定期型・終身型)、がん先進医療特約、がん無事故給付特約、女性がん特約、がん特約。  
③介護:該当ありません。  
④その他:該当ありません。  
2. 発生率は以下の算式により算出しております。  
{(保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払に係る事業費等)}÷{(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料)÷2}  
3. (注)2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。  
4. (注)2の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費(支払確認費等)を計上しております。

### 3 経理に関する指標等

#### -1 支払備金明細表

(単位:百万円)

区 分		2016年度末	2017年度末
保 険 金	死亡保険金	88	89
	災害保険金	-	-
	高度障害保険金	-	-
	満期保険金	-	-
	その他	22	22
	小 計	110	111
年 金	-	-	
給付金	80	92	
解約返戻金	6	9	
保険金据置支払金	-	-	
その他共計	198	213	

#### -2 責任準備金明細表

(単位:百万円)

区 分		2016年度末	2017年度末	
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個人保険	4,446	5,773	
		(一般勘定)	4,446	5,773
		(特別勘定)	-	-
	個人年金保険	-	-	
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	団体保険	-	-	
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	団体年金保険	-	-	
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	その他	-	-	
		(一般勘定)	-	-
		(特別勘定)	-	-
	小 計	4,446	5,773	
		(一般勘定)	4,446	5,773
		(特別勘定)	-	-
危険準備金	368	400		
合 計	4,815	6,173		
	(一般勘定)	4,815	6,173	
	(特別勘定)	-	-	

#### -3 責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2016年度末	4,408	38	-	368	4,815
2017年度末	5,736	37	-	400	6,173

#### -4 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

##### ① 責任準備金の積立方式、積立率

		2016年度末	2017年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	該当ありません	該当ありません
積立率(危険準備金を除く)		100%	100%

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

##### ② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2006年度～2010年度	1,208	1.5%
2011年度	896	1.5%
2012年度	605	1.5%
2013年度	470	1.0%
2014年度	784	1.0%
2015年度	862	1.0%
2016年度	749	1.0%
2017年度	195	0.25%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係るおもな予定利率を記載しています。

#### -5 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

#### -6 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

#### -7 引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および算定方法
貸 倒 引 当 金	一般貸倒引当金	-	-	-	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(3)を参照してください。
	個別貸倒引当金	-	0	0	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
役員退職慰労引当金		8	10	2	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(4)を参照してください。
価格変動準備金		0	0	-	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(5)を参照してください。

#### -8 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

-9 資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資本金		9,750	-	-	9,750	
うち 既発行株式	普通株式	(644,614株) 9,750	(-株) -	(-株) -	(644,614株) 9,750	
	計	9,750	-	-	9,750	
資本剰余金		8,590	-	-	8,590	
	資本準備金	8,590	-	-	8,590	
	その他資本剰余金	-	-	-	-	
	計	8,590	-	-	8,590	

-10 保険料明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
個人保険	3,415	4,085
(うち一時払)	-	-
(うち年払)	74	72
(うち半年払)	11	10
(うち月払)	3,328	4,002
個人年金保険	-	-
(うち一時払)	-	-
(うち年払)	-	-
(うち半年払)	-	-
(うち月払)	-	-
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-
その他共計	3,415	4,085

-11 保険金明細表

(単位:百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2017年度 合計	2016年度 合計
死亡保険金	339	-	-	-	-	-	339	704
災害保険金	-	-	-	-	-	-	-	5
高度障害保険金	15	-	-	-	-	-	15	18
満期保険金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	29	-	-	-	-	-	29	51
合 計	383	-	-	-	-	-	383	778

-12 年金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2017年度 合計	2016年度 合計
11	-	-	-	-	-	11	40

-13 給付金明細表

(単位:百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2017年度 合計	2016年度 合計
死亡給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
入院給付金	173	-	-	-	-	-	173	141
手術給付金	80	-	-	-	-	-	80	69
障害給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
生存給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	302	-	-	-	-	-	302	239
合 計	556	-	-	-	-	-	556	450

-14 解約返戻金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2017年度 合計	2016年度 合計
87	-	-	-	-	-	87	76

-15 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	140	18	58	82	41.5
建物	69	5	30	39	43.0
リース資産	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	70	13	28	42	39.9
無形固定資産	328	27	164	164	50.0
その他	-	-	-	-	-
合 計	469	46	222	246	47.4

-16 事業費明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
営業活動費	224	287
営業管理費	811	891
一般管理費	2,003	2,033
合 計	3,039	3,212

(注)「一般管理費」には、生命保険契約者保護機構に対する負担金が2016年度3百万円、2017年度3百万円含まれています。

-17 税金明細表

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
国 税	8	8
消費税	-	-
地方法人特別税	3	3
印紙税	4	4
登録免許税	0	0
その他の国税	-	-
地方税	9	10
地方消費税	-	-
法人住民税	-	-
法人事業税	7	9
固定資産税	0	0
不動産取得税	-	-
事業所税	0	0
その他の地方税	-	-
合計	17	19

-18 リース取引

〈リース取引(借主側)〉

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

該当ありません。

-19 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用の概況

① 2017年度の資産の運用状況

イ. 運用環境

2017年度の運用環境は、日銀のイールドカーブコントロールにより長期金利は低位での安定推移が継続、景気は緩やかな回復を続けました。

日経平均株価は、北朝鮮をめぐる地政学リスクが相場の重荷となり4月に今年度最安値となる18,335円となりましたが、フランス大統領選でのマクロン氏の勝利、ドイツの州議会選挙での与党勝利など欧州政治リスクや地政学リスクの後退により堅調さを取り戻しました。

米国の株式市場では、法人税減税を盛り込んだ税制改革の進展の期待などから1月にはNYダウなど主要指数が史上最高値を更新しましたが、良好な雇用統計を受けた利上げ観測の高まりから2月、3月とNYダウは大幅に調整しました。

日経平均株価も、米国株式市場をはじめ世界的な株高や企業業績の上振れ期待などから、1月23日には26年2ヵ月ぶりに24,000円台に回復、24,124円と今年度最高値となりました。しかし、米国株式市場での利上げ観測の高まりによる急落や円高・ドル安の進行から、2月、3月と大幅に下落し、3月末は21,454円で終値をつけています。

米連邦準備制度理事会(FRB)は6月、12月、3月と政策金利(FFレート)の引き上げを決定し、誘導レンジは1.50%~1.75%となりました。一方、日銀は金融政策の現状維持を続けており、10年国債の利回りは、日銀の政策を受け低位で推移し、3月末は0.049%となっております。

ロ. 当社の運用方針

当社では、引続き、資産の流動性を十分に確保したポートフォリオ運営を行います。具体的には預金と日本国債への投資を運用方針の基本とし、流動性に関しては適切なコントロールを行いつつ、信用リスクも適切な範囲内に抑え、中長期的にも安定した健全なポートフォリオの構築を目指しています。

ハ. 運用実績の概況

2018年3月末の総資産は84億円となりました。そのうち、現金および預貯金が65億円、有価証券は保有しておりません。資産運用損益につきましては、利息収入が0百万円、支払利息が0百万円となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	5,740	61.6	6,586	77.8
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
保険約款貸付	-	-	-	-
一般貸付	-	-	-	-
不動産	45	0.5	39	0.5
繰延税金資産	504	5.4	190	2.3
その他	3,034	32.5	1,648	19.5
貸倒引当金	-	-	△ 0	△ 0.0
合 計	9,324	100.0	8,465	100.0
うち外貨建資産	-	-	-	-

□. 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
現預金・コールローン	71	845
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
公社債	-	-
株 式	-	-
外国証券	-	-
公社債	-	-
株式等	-	-
その他の証券	-	-
貸付金	-	-
保険約款貸付	-	-
一般貸付	-	-
不動産	10	△ 5
繰延税金資産	△ 342	△ 313
その他	△ 1,364	△ 1,385
貸倒引当金	-	△ 0
合 計	△ 1,625	△ 859
うち外貨建資産	-	-

-2 運用利回り

(単位:%)

区 分	2016年度	2017年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
うち公社債	-	-
うち株式	-	-
うち外国証券	-	-
貸付金	-	-
うち一般貸付	-	-
不動産	-	-
一般勘定計	△0.00	△0.00
うち海外投融資	-	-

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。

-3 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
現預金・コールローン	6,032	6,397
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
うち公社債	-	-
うち株式	-	-
うち外国証券	-	-
貸付金	-	-
うち一般貸付	-	-
不動産	40	42
一般勘定計	9,976	8,667
うち海外投融資	-	-

**-4 資産運用収益明細表**

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
利息及び配当金等収入	0	0
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
貸倒引当金戻入額	-	-
その他運用収益	-	-
合 計	0	0

**-5 資産運用費用明細表**

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券評価損	-	-
有価証券償還損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為替差損	-	-
貸倒引当金繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	-	-
合 計	0	0

**-6 利息及び配当金等収入明細表**

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	-	-
公社債利息	-	-
株式配当金	-	-
外国証券利息配当金	-	-
貸付金利息	-	-
不動産賃貸料	-	-
その他共計	0	0

**-7 有価証券売却益明細表**

該当ありません。

**-8 有価証券売却損明細表**

該当ありません。

**-9 有価証券評価損明細表**

該当ありません。

**-10 商品有価証券明細表**

該当ありません。

**-11 商品有価証券売買高**

該当ありません。

**-12 有価証券明細表**

該当ありません。

**-13 有価証券の残存期間別残高**

該当ありません。

**-14 保有公社債の期末残高利回り**

該当ありません。

**-15 業種別株式保有明細表**

該当ありません。

**-16 貸付金明細表**

該当ありません。

**-17 貸付金残存期間別残高**

該当ありません。

**-18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳**

該当ありません。

**-19 貸付金業種別内訳**

該当ありません。

**-20 貸付金使途別内訳**

該当ありません。

**-21 貸付金地域別内訳**

該当ありません。

**-22 貸付金担保別内訳**

該当ありません。

-23 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	償却 累計率
2016年度	土地	-	-	-	-	-	-
	建物	34	16	-	5	45	35.4%
	リース資産	-	-	-	-	-	-
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	8	37	-	5	40	26.9%
	合計	43	53	-	11	85	31.6%
	うち賃貸等不動産	-	-	-	-	-	-
2017年度	土地	-	-	-	-	-	-
	建物	45	0	0	5	39	43.0%
	リース資産	-	-	-	-	-	-
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	40	15	-	13	42	39.9%
	合計	85	15	-	13	42	41.5%
	うち賃貸等不動産	-	-	-	-	-	-

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

該当ありません。

-24 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

-25 固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区分	2016年度	2017年度
有形固定資産	-	0
土地	-	-
建物	-	0
リース資産	-	-
その他	-	-
無形固定資産	-	-
その他	-	-
合計	-	0
うち賃貸等不動産	-	-

-26 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

-27 海外投融資の状況

該当ありません。

-28 海外投融資利回り

該当ありません。

-29 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

-30 各種ローン金利

該当ありません。

-31 その他の資産明細表

該当ありません。

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

-1 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

該当ありません。

-2 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

-3 デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

1 リスク管理の体制

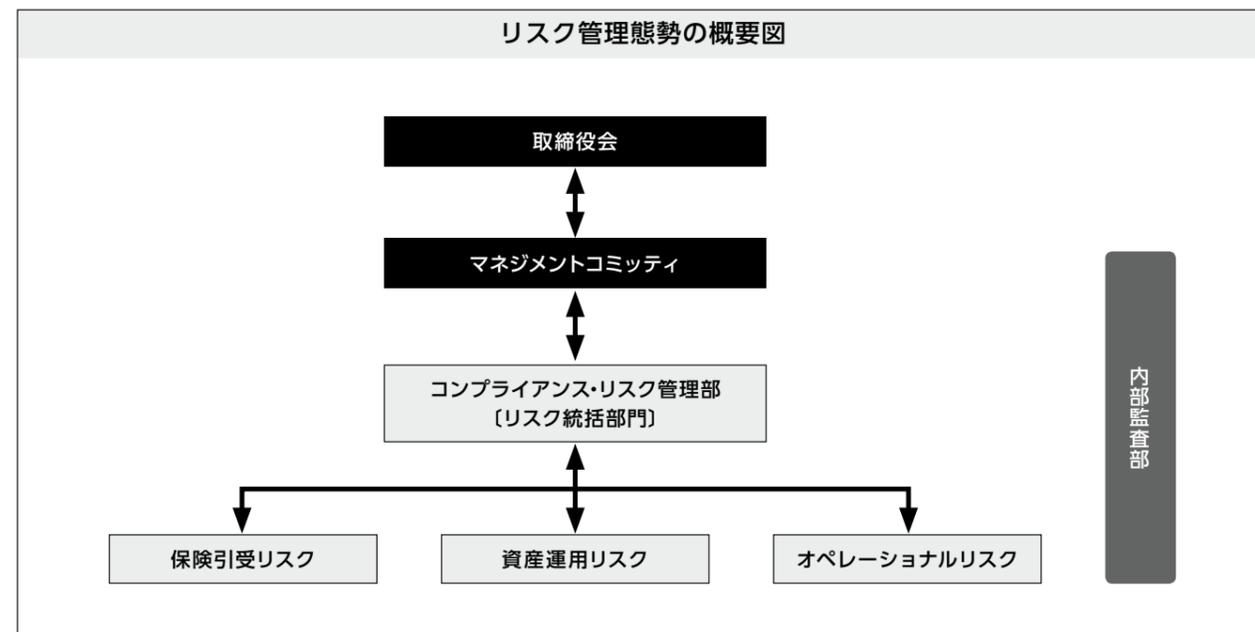
-1 基本的な考え方

金融の自由化・グローバル化、ならびにIT技術の革新的な進展等によりビジネスチャンスが拡大していきながら、生命保険事業に付随するリスクは複雑多岐なものとなっています。当社では、経営の健全性・適切性を長期にわたって確保しつつ企業価値を高めていくために、リスク管理の基本方針を取締役会において制定し、リスクを適切に把握・コントロールしていくことを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

-2 リスク管理態勢

当社では、管理すべきおもなリスクの種類を①保険引受リスク、②資産運用リスク、③オペレーショナルリスクに分類し、各々のリスクに対してその管理の方針、把握・報告・意思決定の手続き、担当部署等を各リスク管理規程において明確化しています。会社全体のリスク管理を統括する部門としてコンプライアンス・リスク管理部を設置し、統合的なリスク管理に取り組んでいます。また、リスクに関する重要事項については代表取締役を議長とする「マネジメントコミッティ」での審議を経て取締役に報告等を行っています。さらに、リスク管理態勢の有効性について内部監査部によって検証される態勢を整備しています。このような枠組みに沿って、リスクの特性と状態に応じ、定量的または定性的な手法により管理が実施されています。各リスクの管理状況は、定期的に取り締役員へ報告され、経営の意思決定に利用されることとなります。

(2018年7月1日現在)



-3 流動性リスク管理

当社では、リスク管理の主眼を流動性の確保としております。そのため、流動性の状況を定期的に把握し、資金需要に的確にこたえる体制としております。

-4 再保険の方針

当社では、保険引受リスクの適切な分散を通じた保険事業の安定化を図るため、取締役会が定めた再保険に関する方針に沿って、保険金等の支払いの一部を再保険に付しています。出再にあたっては、再保険会社の格付等の健全性、再保険カバーの内容、一再保険会社への集中度等の所定事項を慎重に考慮のうえ判断しています。また、再保険にかかるリスクの状況に関し、再保険会社の健全性および出再保険の成績について定期的に取り締役員へ報告しています。なお、当社では再保険の引受(受再)は行っていません。

2 法令遵守の体制(コンプライアンスへの取り組み)

当社では、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つと位置づけ、以下の取り組みを通じてコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

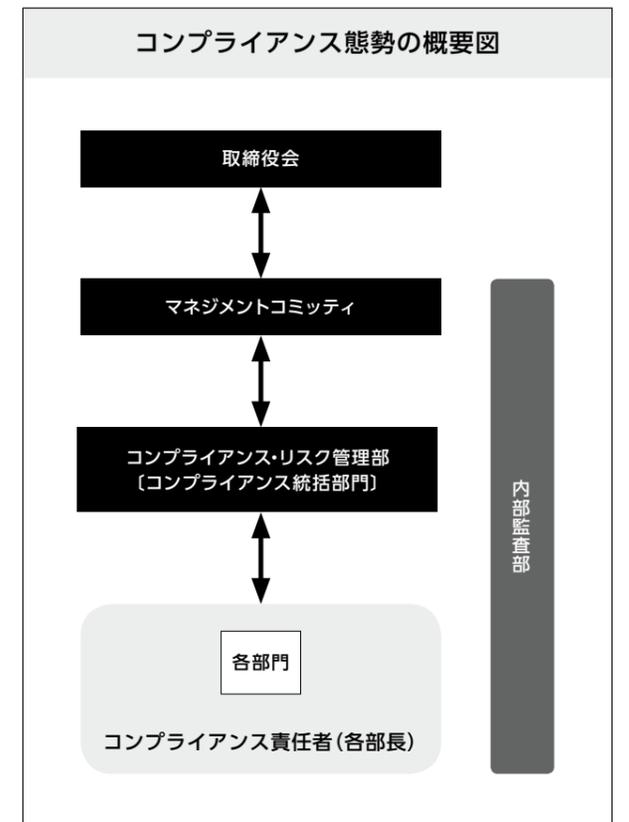
-1 コンプライアンス推進の枠組み

当社は、「コンプライアンス基本方針」を策定し、コンプライアンス推進の枠組みを定めています。全社的なコンプライアンス態勢を推進するコンプライアンス統括部門として「コンプライアンス・リスク管理部」を設置するとともに、コンプライアンス上の重要事項については代表取締役社長を議長とする「マネジメントコミッティ」での審議を経て、取締役会に報告等を行っています。また、各部門においては各部長をコンプライアンス責任者と位置づけ、コンプライアンス・リスク管理部と連携して、コンプライアンスの浸透と徹底を図っています。なお、コンプライアンス態勢の有効性については内部監査部によって検証される態勢を整備しております。

-2 具体的な取り組み事項

全社におけるコンプライアンス推進の実行計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに取締役会にて策定し、各部門では、この「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンス推進の取り組みを行っています。コンプライアンス・プログラムの進捗状況は定期的にマネジメントコミッティでの審議を経て取締役会へ報告を行い、経営層がその進捗状況を把握・評価できる態勢となっています。また、「コンプライアンス・マニュアル」を作成して全役職員に配布し、定期的なコンプライアンス研修での活用や職務遂行時に適宜参照させるなど、コンプライアンスに対する正しい理解を深める努力をしています。保険募集代理店のためにも、「生命保険募集代理店のためのコンプライアンス・ハンドブック」を作成し、研修・指導に活用しています。さらに、従業員のコンプライアンス上の相談や法令等違反行為の早期発見および防止を目的とする「内部通報制度」を整備し、適切な問題解決に取り組んでいます。

(2018年7月1日現在)



勧誘方針

アクサダイレクト生命では、「金融商品の販売等に関する法律」の定めに基づき、金融商品の販売にあたっては次の姿勢で販売を行うことを方針として定め、これを遵守いたします。

1. 適切な勧誘

お客様の知識・経験、資産状況などを十分考慮し、お客様にとって適切と考えられる保険商品をご選択いただけるよう努めてまいります。また、お客様の立場に立ち、ご迷惑となる場所や時間帯に、訪問・電話等による情報提供・保険勧誘は行わないように十分配慮いたします。

2. 適切な情報提供

お客様に最適な保険商品をお選びいただくために、お客様を取り巻くリスク等の分析をご支援するシミュレーションツールやコンテンツ等の情報提供を行ってまいります。お客様ご自身の判断と責任により商品内容を正しくご理解いただけるよう、説明内容や説明方法を創意工夫し、弊社が行うホームページ、メールマガジン、ダイレクトメール、新聞、雑誌、電話等あらゆる媒体において、重要な事項をわかりやすく説明し、適切な情報提供に努めてまいります。

### 3. カスタマーサービスセンターによるお客さまサポート体制

ホームページのご利用方法から、万一保険事故が発生した場合における保険金、給付金のご請求のお手続きにおいて、迅速かつ円滑なサービスをご提供できるように、ホームページだけではなく、お電話によるカスタマーサービスセンターをご用意しております。カスタマーサービスセンターでは、ご満足できるサービスを提供すべく、お客さまのサポートに努めます。また、お客さまの様々なご意見の収集に努め、その後の生命保険商品の販売、勧誘、アフターサービス等に反映してまいります。

### 4. 社内体制の整備

お客さまに対し適切な勧誘を行うため、内部管理体制の充実に努め、役職員の知識、修得の向上に努めてまいります。

### 5. 法令・諸規則の遵守

お客さまへの情報提供、勧誘にあたっては常にお客さまの信頼の確保を第一義とし、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他関係法令、諸規則を遵守いたします。

### 6. お客さまの個人情報の保護

業務上知り得たお客さまの個人情報については厳重な管理を行い、その保護に細心の注意を払ってまいります。

## 3 保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性

第三分野保険<sup>\*</sup>については、将来の保険事故発生率に不確実性があるため、第三分野保険にかかる責任準備金の十分性を「ストレステスト」および「負債十分性テスト」の実施により確認することが、平成10年大蔵省告示第231号および平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号により規定されています。

当社では、それら告示の規定に基づいたテストを数理部門が実施し、保険計理人がそのテストの合理性・妥当性を検証することで、第三分野保険にかかる責任準備金の十分性を確認しています。

今期のストレステストおよび負債十分性テストの結果、2017年度末の第三分野保険にかかる責任準備金は十分であることが確認できたため、危険準備金および責任準備金の追加の積み増しは行っていません。

<sup>\*</sup> 第三分野保険とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金をお支払いする保険のことです。

## 4 指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

### 苦情・紛争解決に向けた外部機関の活用について

アクサダイレクト生命は、苦情のお申出をされているお客さまに対し、誠心誠意解決に向け努めてまいります。
万一、当社がお客さまのご期待に添えなかった場合には、お客さまのご判断にて、中立・公正な立場での第三者を交えた解決を図るべく、外部機関等にお申出いただくこともできます。

当社の生命保険商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

- （一社）生命保険協会ホームページ URL:http://www.seiho.or.jp/contact/index.html

## 5 個人データ保護について

当社では、取扱う商品およびサービスの特性上、お客さまの大切な個人情報をお預かりしております。

当社は、これらのお客さまの個人情報について最大限の注意を払って保護・管理することが当社の大切な社会的責務であると認識し、個人情報に対する取組方針や考え方を「個人情報保護方針」として制定しています。この方針の中で個人情報の利用目的や個人情報の開示等請求の方法等を定め、ホームページ上で開示しています。

当社は、コンプライアンス研修などを通じて個人情報の保護に関する法律その他の関連法令・関連社内規程の周知徹底を図り、お客さまの大切な個人情報を適切に取扱っております。

### 個人情報保護方針

アクサダイレクト生命保険株式会社(以下「当社」といいます)は、お客さまの大切な個人情報を最大限の注意を払って保護することが当社の重大な責務であると認識し、お客さまに信頼される会社であり続けるために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)その他の関連法令を遵守して、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱ってまいります。

また、適正な個人情報の保護を推進するために、適宜この方針および当社の個人情報保護管理態勢についても見直しを行ってまいります。

### 1. 収集・保有する個人情報の種類

当社は、次に定める利用目的のために必要となる氏名・住所・生年月日・性別・個人番号(マイナンバー)・職業・健康状態などに関する情報をご提供いただいております。また、当社が提供するサービス等に関連し、業務上必要な範囲でその他の個人情報をご提供いただくことがございます。

### 2. 個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を以下の目的のために利用いたします。

- ①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持・管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

お客さまに関する情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます)で定める個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報については、番号法に基づき、保険取引に関する法定調書作成事務に必要な範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意があっても他の目的には利用しません。

### 3. 個人情報の収集方法

保険契約締結時やキャンペーン・アンケート実施時におけるインターネット画面、各種請求書などにより、関連法令に照らして適切な方法で収集をいたします。なお、これらの情報につきましては、録音または記録を行うことがあります。

### 4. 法令等に基づき利用目的が限定されている個人情報の取扱い

- (1) 当社は、保健医療等の特別の非公開情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的を限定しております。
- (2) 当社は、お客さまの個人番号(マイナンバー)については、番号法に基づき、保険取引に関する支払調書作成事務に利用目的を限定しております。

### 5. 個人情報の適切な管理

当社は、お客さまの個人情報につきまして正確かつ最新の内容を保つよう努めます。また、個人情報の漏洩、滅失、毀損や不正アクセスを防止するために必要な組織的・人的および技術的安全管理措置を講じるとともに、当社従業員および業務の委託先に対して必要な教育および監督を行って、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう努めます。

### 6. 個人情報の第三者への提供

- (1) 当社はお客さまの同意がない限り、以下の場合を除いてお客さまの個人情報を第三者に提供することはいたしません。
  - ①法令により必要とされる場合
  - ②利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先<sup>\*</sup>に提供する場合
  - ③一般社団法人生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社等との間で保険制度の健全な運営のために共同で利用する場合
  - ④再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
  - ⑤その他、個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

<sup>\*</sup>②における委託業務の例として、生命保険にかかわる確認業務、情報システムの保守・運用業務、運送業務、印刷業務等があります。
なお、これらの業務の一部および全部を委託する場合、お客さまの個人情報の取扱いについて、当社は当該委託先に対し適切な監督を行います。

- (2) 前項②および④について、提供先が外国にある場合があります。

### 7. 共同利用について

#### (1) 生命保険協会および各生命保険会社等

当社は、一般社団法人生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社等との間で保険制度の健全な運営のため、以下各制度において個人データを共同利用する場合があります。

- ①保険契約等に関する情報の共同利用制度
  - 契約内容登録制度
  - 契約内容照会制度
  - 支払査定時照会制度
- ②代理店、募集人等に関する情報の共同利用制度
  - 募集人登録情報照会制度
  - 合格情報照会制度
  - 廃業等募集人情報登録制度および代理店廃止等情報制度

#### (2) アクサジャパングループ内での共同利用

アクサジャパングループでは、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。

- ①共同利用者の範囲
  - アクサジャパングループ各社
    - ・アクサ生命保険株式会社
    - ・アクサ損害保険株式会社
    - ・アクサ収納サービス株式会社

#### ②共同利用の利用目的

アクサジャパングループ各社の取り扱う商品・サービスの案内・提供および充実のため

#### ③共同利用する個人データの項目

アクサジャパングループ各社が保有するお客さま情報(住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、保険金・給付金等の支払状況、保険契約の加入状況等のお客さまとのお取引に関する情報)。

#### ④個人データ管理責任者

当社

### 8. 個人情報の開示、訂正、利用停止、削除のご請求

当社が保有するお客さまご自身に関する個人情報について、個人情報保護法の定めに基づき当社が保有する情報の開示・訂正・利用停止・削除のご依頼があった場合には、お申出人がご本人であることを確認させていただいたうえで、特段の事情がない限り当該お申出を受け付けた日から2週間以内に対応をいたします。また、保有個人データについてお客さまご自身から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じるようにいたします。

### 9. 個人情報の取扱いに関するお申出窓口

当社における個人情報の取扱いに関するお申出をいただく場合には、以下の窓口にご連絡ください。

#### お問い合わせ先

アクサダイレクト生命 お客様相談室

【電話番号】0570-031-545

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)

### 10. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### 認定個人情報保護団体のお問い合わせ先

(一社)生命保険協会 生命保険相談所

【電話番号】03-3286-2648

【所在地】〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル3階(生命保険協会内)

【受付時間】9:00~17:00

(土・日・祝日など生命保険協会休業日を除く)

【URL】<http://www.seiho.or.jp>

## VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

## IX. 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

## 6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社では「反社会的勢力対応の基本方針」を定め、反社会的勢力との取引等の排除に取り組んでおります。

**私たちアクサダイレクト生命保険株式会社は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、ここに反社会的勢力対応の基本方針を宣言します。**

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、判明後速やかに関係を解消します。
2. 反社会的勢力に対する資金や便宜の提供は、絶対に行いません。
3. 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
4. 反社会的勢力からの不当要求を、断固として拒絶します。また、民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届の提出や告訴を含む刑事事件としての対応もちゅうちょしません。
5. 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。
6. 反社会的勢力からの不当要求には、代表取締役等の経営トップ以下、会社組織全体で対応します。
7. 反社会的勢力からの不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

以上

# 企業概要

※役員は2018年7月1日現在

## アクサ生命保険株式会社

AXAグループは1994年に日本法人として生命保険会社を設立し、2000年に日本団体生命と経営統合を行い、事業基盤を大幅に拡大しました。また、2014年には持株会社であったアクサ ジャパン ホールディング株式会社が「生命保険事業免許」を取得し、子会社であるアクサ生命を吸収合併し、その業務と商号を継承しました。これにより、新「アクサ生命」は生命保険会社としての事業とともに、子会社である「アクサダイレクト生命」と「アクサ損害保険」を連結する親会社として、子会社の経営管理・監督を行っています。

本社：〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー 03-6737-7777 (代表)

(札幌本社)：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西4丁目1番地 札幌三井JPビルディング

設立：2000年3月

資本金：850億円

発行済株式数：7,852千株

事業内容：生命保険業、子会社の経営管理・監督

役員		
取締役会長(社外取締役)	田邊 昌徳	
取締役(社外取締役)	八木 哲雄	
取締役(社外取締役)	馬越 恵美子	
取締役	ジョージ・スタンスフィールド	
取締役	ゴードン・ワトソン	
取締役 代表執行役社長兼 チーフエグゼクティブオフィサー	ニック・レーン	
取締役 代表執行役副社長兼 チーフディストリビューションオフィサー	幸本 智彦	
取締役 専務執行役兼 チーフマーケティングオフィサー	松田 貴夫	
取締役 執行役兼 チーフファイナンシャルオフィサー	住谷 貴	
執行役兼 チーフオペレーティングオフィサー	エルヴェ・ル・エン	
執行役 ジェネラル・カウンセル兼 法務・コンプライアンス部門長	松田 一隆	
執行役兼人事部門長	山下 美砂	

## アクサダイレクト生命保険株式会社

アクサダイレクト生命は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専門生命保険会社で、アクサ生命保険株式会社の100%子会社です。アクサ生命、アクサダイレクト生命、アクサ損害保険の3社で形成されているアクサ ジャパン グループのダイレクトビジネスを担う生命保険会社として、手頃でわかりやすく、お客さまが自信を持って選択できる保険商品を、インターネットを通じて提供しています。チャネルとデバイスを複合的に活用することでサービスの利便性向上をはかり、お客さまが納得してご契約いただけるよう独自のオムニチャネルを構築しています。

本社：〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

KDX麹町ビル8階

0120-953-831 (代表)

設立：2006年10月13日

資本金：97億円

発行済株式数：644千株

事業内容：生命保険業

役員		
取締役会長	住谷 貴	
代表取締役社長	斎藤 英明	
取締役 兼 執行役員	木島 博征	
取締役	松田 貴夫	
常勤監査役	中村 卓也	
監査役(社外監査役)	澤入 雅彦	
監査役(社外監査役)	櫻井 正史	

## アクサ損害保険株式会社 (アクサダイレクト)

アクサ損害保険は、AXAグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始しました。現在ではアクサ生命保険の子会社として損害保険業務を展開しています。多様化するお客さまのニーズや、急速に変化するビジネス環境に対応するために、データサイエンスの活用や、お客さまからいただいたお声を商品・サービスの向上につなげるしくみを構築しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めています。

本社：〒111-8633 東京都台東区寿二丁目1番13号 借楽ビル

03-4335-8570 (代表)

設立：1998年6月

資本金：172億円

発行済株式数：344千株

事業内容：損害保険業

役員		
取締役会長	田邊 昌徳	
代表取締役社長 兼 CEO	ハンス・ブランケン	
取締役	齋藤 貴之	
取締役	ニコラ・エブラン	
取締役	ニック・レーン	
取締役	松田 貴夫	
取締役	ザビエ・ヴェイリー	
取締役	ジル・フロマジョ	
常勤監査役	金城 久美子	
監査役(社外監査役)	澤入 雅彦	
監査役(社外監査役)	櫻井 正史	

# 開示基準項目索引

I. 保険会社の概況および組織		18
1	沿革	18
2	会社の組織	18
3	店舗	19
4	資本金の推移	19
5	株式の総数	19
6	株式の状況	
	-1 発行済株式の種類等	19
	-2 大株主	19
7	主要株主の状況	19
8	取締役および監査役	20
9	会計監査人の氏名または名称	20
10	従業員の在籍・採用状況	20
11	平均給与	
	-1 内勤職員	20
	-2 営業職員	20

II. 保険会社の主要な業務の内容		21
1	主要な業務の内容	21
2	経営方針	21

III. 直近事業年度における事業の概況		22
1	事業の経過および成果等	22
2	契約者懇談会開催の概況	22
3	相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、および改善事例	23
4	契約者に対する情報提供の実態	23
5	商品に対する情報および デメリット情報提供の方法	24
6	代理店教育・研修の概略	26
7	保険商品一覧	27
8	情報システムに関する状況	28
9	公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	29

IV. 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標		30
----------------------------------	--	----

V. 財産の状況		31
1	貸借対照表	31
2	損益計算書	34
3	キャッシュ・フロー計算書	36
4	株主資本等変動計算書	37

5	債務者区分による債権の状況	38
6	リスク管理債権の状況	38
7	元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	38
8	保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	39
9	有価証券等の時価情報(会社計)	
	-1 有価証券の時価情報	40
	-2 金銭の信託の時価情報	40
	-3 デリバティブ取引の時価情報	40
10	経常利益等の明細(基礎利益)	41
11	計算書類等についての会社法による 会計監査人の監査	41
12	貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計 算書についての金融商品取引法に基づく公認会計 士または監査法人の監査証明	41
13	代表者による財務諸表の適正性、および財務諸表 作成に係る内部監査の有効性の確認	41

VI. 業務の状況を示す指標等		42
-----------------	--	----

1	主要な業務の状況を示す指標等	
	-1 決算業績の概況	42
	-2 保有契約高および新契約高	42
	-3 年換算保険料	42
	-4 保障機能別保有契約高	43
	-5 個人保険および個人年金保険契約 種類別保有契約高	44
	-6 異動状況の推移	45
	-7 契約者配当の状況	45
2	保険契約に関する指標等	
	-1 保有契約増加率	45
	-2 新契約平均保険金および保有契約平均保険金 (個人保険)	46
	-3 新契約率(対年度始)	46
	-4 解約失効率(対年度始)	46
	-5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	46
	-6 死亡率(個人保険主契約)	46
	-7 特約発生率(個人保険)	46
	-8 事業費率(対収入保険料)	47
	-9 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引受けた主要な保険会社等の数	47
	保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引受けた主要な保険会社等のうち、支払再 保険料の額が大きい上位5社に対する支払再 保険料の割合	47
	-10 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引受けた主要な保険会社等の格付機 関による格付に基づく区分ごとの支払再保 険料の割合	47
	-11 未だ収受していない再保険金の額	47
	-12 第三分野保険の給付事由または保険種類の区 分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対す る割合	47

<b>3</b>	経理に関する指標等	
-1	支払備金明細表	48
-2	責任準備金明細表	48
-3	責任準備金残高の内訳	48
-4	個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	49
-5	特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	49
-6	契約者配当準備金明細表	49
-7	引当金明細表	49
-8	特定海外債権引当勘定の状況	49
-9	資本金等明細表	50
-10	保険料明細表	50
-11	保険金明細表	50
-12	年金明細表	50
-13	給付金明細表	51
-14	解約返戻金明細表	51
-15	減価償却費明細表	51
-16	事業費明細表	51
-17	税金明細表	52
-18	リース取引	52
-19	借入金残存期間別残高	52
<b>4</b>	資産運用に関する指標等	
-1	資産運用の概況	52
-2	運用利回り	55
-3	主要資産の平均残高	55
-4	資産運用収益明細表	56
-5	資産運用費用明細表	56
-6	利息及び配当金等収入明細表	56
-7	有価証券売却益明細表	57
-8	有価証券売却損明細表	57
-9	有価証券評価損明細表	57
-10	商品有価証券明細表	57
-11	商品有価証券売買高	57
-12	有価証券明細表	57
-13	有価証券の残存期間別残高	57
-14	保有公社債の期末残高利回り	57
-15	業種別株式保有明細表	57

-16	貸付金明細表	57
-17	貸付金残存期間別残高	57
-18	国内企業向け貸付金企業規模別内訳	57
-19	貸付金業種別内訳	57
-20	貸付金使途別内訳	57
-21	貸付金地域別内訳	57
-22	貸付金担保別内訳	57
-23	有形固定資産明細表	58
-24	固定資産等処分益明細表	58
-25	固定資産等処分損明細表	58
-26	賃貸用不動産等減価償却費明細表	58
-27	海外投融資の状況	59
-28	海外投融資利回り	59
-29	公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	59
-30	各種ローン金利	59
-31	その他の資産明細表	59
<b>5</b>	有価証券等の時価情報(一般勘定)	
-1	有価証券の時価情報	59
-2	金銭の信託の時価情報	59
-3	デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)	59

**Ⅶ. 保険会社の運営** 60

<b>1</b>	リスク管理の体制	60
<b>2</b>	法令遵守の体制(コンプライアンスへの取組み)	61
<b>3</b>	保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性	62
<b>4</b>	指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称	62
<b>5</b>	個人データ保護について	62
<b>6</b>	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	64

**Ⅷ. 特別勘定に関する指標等** 65

**Ⅸ. 保険会社およびその子会社等の状況** 65

アクサダイレクト生命保険株式会社  
〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル8階  
TEL 0120-953-831(代表)  
[www.axa-direct-life.co.jp](http://www.axa-direct-life.co.jp)

本冊子は保険業法第111条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)に基づいてディスクロージャー資料として作成しています。  
2018年7月発行





## アクサダイレクト生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

KDX麹町ビル8階

TEL 0120-953-831 (代表)

[www.axa-direct-life.co.jp](http://www.axa-direct-life.co.jp)